

都市・環境常任委員会
予算常任委員会都市・環境分科会

(平成29年6月19日)

○ 中村久雄委員長

はい。皆さんおはようございます。

ただいまから都市・環境常任委員会、予算常任委員会都市・環境分科会を開催いたしましたと思います。皆さんご出席でございます。

また、本日インターネット中継を行っておりますのでご承知おきください。

次に、本日からの審査順序についてですが、都市整備部、環境部、上下水道局の順で審査を行います。

当委員会に付託された一般議案として、都市整備部の2議案と環境部の1議案、また、三重県の太陽光発電施設の適正導入に係るガイドライン（案）が示されたことを受けて継続審査となっている請願の審査をしたいと思います。また、予算常任委員会都市・環境分科会として、環境部所管の平成29年度補正予算の審査がございます。

今回、上下水道局に関する議案はありませんが、下水道事業運営委員会の開催報告に係る所管事務調査、及び、報告事項がございます。また、都市整備部からは協議会の開催について2件の申し出があり、そのほか報告事項などもありますので、よろしく願いたします。

審査の進め方についてですが、担当部局から議案ごとに説明を受け、その後、質疑に移りたいと思います。

最後に、6月定例月議会中における所管事務調査の実施について、お諮りいたします。

6月定例月議会中に、所管事務調査を行いたい事項はございますか。

皆さんよろしいでしょうか。所管事務調査は6月定例月議会中に行わないというところで。はい。川村委員。

○ 川村幸康委員

行わなくていいと思っているんですけど、もしよければ、これ所管事務調査で下水道事業運営委員会のあれが入ってますよね。これもう少し聞きたいなと思えばできるかな。下水道事業運営委員会、これは所管事務調査で、この間、これ、説明を受けるだけですよ。下水道の調査委員会の所管事務調査になっているんですけど、どういう。

○ 田中議会事務局議事係長

報告については、ちょっとまた質疑の時間を用意していただいておりますので、質疑もできるという状態でございます。

○ 川村幸康委員

これは所管事務調査でこの間決めて入っておったんやったっけ。余り覚えがないもので、これは初めてやろう。

○ 中村久雄委員長

これ、事務局、どうですか、この辺は。

○ 田中議会事務局議事係長

いつも定例月議会の冒頭に定例月議会中の所管事務調査を募って、委員から意見があれば、日程の一番最後、議案審査が終わった後で取り扱っていただくというような整理でございます。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

いやいや、そうやで、これ、決めてあったんやったっけ、所管事務調査でこれを。

○ 田中議会事務局議事係長

事務局、田中でございます。

当項目を所管事務調査で取り扱うということは決めてはございませんが、これは、委員が以前参画しておった各種審議会等々の報告を所管事務調査という枠内で報告を受けるという整理をしております。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

そういうこと。わかりました。オーケーです。意味わかった。私らが合意して決めたやつやったかなと。違うね、これね。わかりました。

○ 中村久雄委員長

それでは、今定例月議会中に行わないといたします。なお、7月以降の休会中の所管事務調査については、事項の最後でお諮りいたします。

それでは、審査順序に基づきまして、都市整備部から審査を行ってまいります。

まず、都市整備部長よりご挨拶をお願いできますか。

○ 山本都市整備部長

都市整備部でございます。

ことしは何か梅雨入りしてから天気ばかりが続いておりますので、また梅雨末期に大雨にならないがなというようなところで心配しておるところでございます。

都市整備部といたしまして、2議案と交通に関するところの協議会をお願いしておるところでございます。そして、その他報告といたしまして、国の平成29年度の当初予算の付き方について、そして、生活に身近な道路整備事業で2月定例月議会で繰り越しをお認めいただきました案件についてご説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご審議のほど、ひとつよろしく願いいたします。

○ 中村久雄委員長

どうぞよろしく申し上げます。

議案第4号 調停の申立てについて

○ 中村久雄委員長

それでは、議案第4号調停の申立てについての審査のほうを行ってまいります。

当該議案については、四日市市情報公開条例に規定する個人情報が含まれていると聞き及んでおります。したがって、正副委員長としては、委員会条例により会議を非公開といたしたいと考えますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

それでは、議案第4号に対する説明、質疑、討論を非公開とします。

なお、最後の採決は公開といたします。

それでは、これより非公開に移らせていただきますので、傍聴の方、ご退席願います。

また、インターネット中継を停止してください。

それでは、ただいまより非公開の審査に移りたいと思います。

議案資料の説明をよろしくお願いいたします。

○ 石田市街地整備・公園課長

おはようございます。市街地整備・公園課の石田でございます。

本日は、先ほど委員長からありましたとおり、個人情報に関係があるということで、お手元にありますこの議案関係資料のうち、個人情報を含む部分について紙ベースでご説明させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。

済みません、よろしくお願いいたします。

それでは、1枚めくっていただきまして、27ページをごらんください。

本件の申し立てについてでございます。本件は、末永・本郷土地区画整理事業におきまして、四日市市が土地の買い取りを求め、不法占拠に基づく損害賠償請求、または不当利得の返還請求を行うため、民事調停を申し立てるものでございます。

位置につきましては、1枚はねていただいて、次の29ページをごらんください。

ちょっと小さいですが、地図のほう、真ん中、長方形の土地でございます。本郷町の1127番地となっております。

なお、詳細については、一番資料の最後、詳細図をつけさせていただいております。こちらのほうでご確認をいただきたいと思います。

もう一度、済みません、27ページ、2ページ目に戻っていただきまして、2枚目に戻っていただきまして、相手方でございます。本郷町の11番15号、川村茂成氏になります。

申し立ての内容でございますが、本地の土地、本郷町1127番を時価で買い取ることを求めるとともに、平成28年10月19日から売買契約成立までの間の不法占拠に基づく損害賠償請求、または不当利得返還請求を行う。

二つ目には、売買契約が成立しない場合、相手方が占有する本市所有の土地の原状回復及び明け渡しを求めるとともに、平成28年10月19日から売買契約成立までの間の不法占拠に基づく損害賠償請求、または不当利得返還請求を行うというものになってございます。

これまでの経緯でございます。2枚めくっていただきまして、参考資料となっておりますけれども、下に3ページということになりますが、中段でございます。参考というところでございますが、経緯といたしましては、平成6年6月、土地開発公社用地を相手方へ売却するということについて、相手方と確認を行ってございます。この売却を前提に仮換地の指定を同年9月14日に通知し、その後、平成28年10月18日には換地処分の公告、翌日19日には換地処分の効力の発効となっているところでございます。

平成6年6月以降、幾度となく土地の買い取りについて交渉してまいりましたが、現在まで合意が得られず、売買契約締結に至らなかったものでございます。

何度も済みません。もう一度、2枚目に戻っていただきます。

申し立て先は四日市簡易裁判所となっております。

調停遂行の方針といたしましては、森川 仁弁護士を代理人と定め、調停において目的を達することができず、または必要がある場合は訴訟を提起する。また、第1審判決の結果、必要がある場合は上訴するとしております。

これにより、調停申し立てにつきましては、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を経る必要があったことから、この議案を提出させていただいたものでございます。

説明は以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございます方、挙手にてお願いします。

○ 伊藤修一委員

説明資料の3ページのところに、先ほど説明があった内容なんですが、米印のところ、平成6年6月の確認書取り交わし以降云々のところで、一番最後の行に、金額等について合意が得られずと、こう書いてあるので、それまでご苦労されてきていることはよくわか

るんですが、金額等の合意ということは、金額と、もう一つ何か条件があったんやろうか、等というのは。それと、金額というのはどれくらいの価格の差異があったんやろうか。ちょっと参考までに教えてもらえますか。

○ 石田市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課、石田でございます。

まず、等というところでございますけれども、買収の話で、当然、金額がございます。それと、現在では、平成28年10月19日から換地処分の効力が発効して、土地が確定したところから、先ほどご説明をさせていただきましたとおり、不当利得返還請求も行ってございます。そうした条件のところ等も含めまして、現在としては合意が得られていないというようなところで、金額等という表現にさせていただいております。

また、売買契約につきましては、土地面積が実は約131㎡でございます。これは、現在のお願いしている金額としましては、総額692万円ほどになる金額に対しまして、まだまだ大きな差額があるというところでございます。

○ 伊藤修一委員

説明はわかりました。

あと、134㎡というのは、次の4ページのところを見ると、登記の地番の1127番という、これ全体が134㎡ということでもいいのかどうか。それと、上に上物が建っておるのやけど、この建物というのは、いつの時点で建物が建ってしもうたんやろうか。

○ 石田市街地整備・公園課長

市街地整備、石田でございます。よろしく申し上げます。

まず、1127番地、この詳細図、別紙でございますけれども、黒くちょっと塗り潰した部分、こちらのほうが、済みません、131.31㎡ですね、細かいことを言いますと。申しわけありません。131.31㎡というのが、この黒く塗り潰した部分の1127番ということになってまいります。

なお、こちらの相手方の建物になっております一部がここにかかってございます。これは、区画整理の事業の直前に建てられ、事業前から建っておる建物でございます。

○ 伊藤修一委員

以前という、もう既に建っておった建物の底地が切れたということかな。

○ 石田市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課、石田でございます。

おっしゃるとおり、既に建っておりまして、仮換地を決めていく中で、当然、前の家が建っておりますので、以前は権利をお持ちだったんですが、換地をしていく中で切れていった。ご説明させていただいたとおり、切れていってしまいますので、形を決めていく中で用地の買収のお約束をさせていただいた上で進めていったんですが、その買収のところがいわゆる履行されていないという状況でございます。

○ 伊藤修一委員

最後にしますが、それが、結局、平成6年の6月の時点で相手方との確認があったということは、文書か何かで確認されている。

○ 石田市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課、石田でございます。

当時、市のほうの確認をする取り交わしの文書は交わさせていただいております。

○ 伊藤修一委員

結構です。

○ 中村久雄委員長

よろしいですか。

ほかにご質疑は。

○ 樋口龍馬委員

これです。表札までいっちゃんですね、市の土地、状況としては。この図を見ると、家が若干かかっている程度になっていきますけど、写真を見ると、ポーチみたいなのがしっかり入って載っておるんですが、それがこの端っこの部分……。

○ 石田市街地整備・公園課長

石田でございます。

委員おっしゃるとおり、本宅の建屋自体はこのエリアでございますけど、それにあわせて附属のいわゆるポーチでしょうかね、が敷地いっぱいにかかっているという状態にはなっております。

○ 樋口龍馬委員

ありがとうございます。でも、もう直してもらえないですね。

○ 中村久雄委員長

ほかにご質疑。

○ 中森慎二委員

この詳細図の中で、相手方の建物は土地区画整理が始まる前から建っていたわけですから、1127番地の何がしかの部分まで、ここは相手方の土地であったんだけど、減歩があったり、区画を調整していく中でこれが削られたと、だから、建屋に市の土地がかかっていると、そういう理解でいいわけですよ。

○ 稲垣都市整備部理事

まず、もともとの相手方の建物ですけれども、これは、この絵でいきますと、右側にあるところ、この道路がもう少し左側にあって、道路に面したところにございました。それで、区画整理をする中で、委員ご指摘のように減歩等でこういったものが出てまいります。その中で、今、建てたばかりの建物でしたので、これはどうしても壊したくないというご希望がございました。その中で、市は違うところの土地をこちらに換地として持ってきて、これを買っていただく。それによって、要望の建物を十分満足すると、そういう約束を取り交わさせていただいたという経緯がございます。残念ながら、値段の形で折り合わずにこういう形に至ったということでございまして、調停の中で十分にお話し合いをしながら解決を図っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

わかりました。

そうすると、平成10年10月23日に市が土地開発公社用地の所有権を取得してから不法占拠されているという理解でいいわけですか。

○ 中村久雄委員長

不法占拠されて……。

○ 中森慎二委員

平成18年の12月28日の相手方に対する土地買い受け申込書を交付した時点からの不法占拠ということになるんですか。

○ 石田市街地整備・公園課長

市街地整備・公園課、石田でございます。

平成10年10月23日は土地開発公社から市のほうに所有権が移ってございますが、平成28年10月18日に換地処分の公告をしましてまいります。それまでは従前の土地の仮換地の状態で行ってまいりましたので、確実に用地が確定をした10月18日以降、18、19日からというところが不法占拠に当たるということで考えてございます。

○ 中村久雄委員長

中森委員、よろしいでしょうか。

○ 中森慎二委員

結構です。

○ 中村久雄委員長

ほかにご意見、ご質問ないでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

じゃ、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に移りたいと思います。

討論はございますでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

討論なしと確認いたしました。

では、これより公開に切りかえます。

傍聴者のほうも。

それでは、議案第4号調停申立てについてというところですが、特に討論もございませんでしたので、簡易表決を行います。

議案第4号調停申立てについては、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第4号 調停申立てについて、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第5号 市道路線の認定について

○ 中村久雄委員長

次に、議案第5号市道路線の認定についての審査を行ってまいります。

それでは、議案の説明をお願いいたします。

○ 野呂道路管理課副参事

道路管理課、野呂でございます。よろしくお願いいたします。

議案第5号市道路線の認定についてご説明申し上げます。

タブレットで配信してございます議案書52分の35をごらんください。

それでは、説明いたします。

今回認定しようとする路線数につきましては計10路線でございます。資料に記載のナンバー1、茂福65号線からナンバー10、東日野95号線までの計10路線で、全て開発による帰属でございます。

説明につきましては以上でございます。

○ 中村久雄委員長

説明につきましてはお聞き及びのとおりでございます。

質問、ご意見ございますでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

なしという声がありましたけど、よろしいですか。

質疑なしと確認いたします。

それでは、これより討論に移りたいと思います。

討論がございます方、挙手にてお願いします。

(なし)

○ 中村久雄委員長

討論なしと発言がございました。

それでは、これより採決に入ります。

反対表明もないため、簡易表決を行います。

議案第5号市道路線の認定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第5号 市道路線の認定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

10 : 27 休憩

11 : 24 再開

○ 中村久雄委員長

では、都市整備部最後の事項となりますが、報告事項が2件あるということですので、その報告を受けたいと思います。

平成29年度当初、国の補助金・交付金の内示状況についてということと、6番、生活に身近な道路整備事業についてということで報告を受けます。

それでは、お願いします。

○ 稲垣都市整備部理事

それでは、私から国の補助金・交付金の交付状況について説明をさせていただきます。

タブレットに配信してございます都市・環境常任委員会関係資料、こちらのほうをお開きいただきまして、タブレット左の上に11分の10と書いてあるページがございますので、そちらの表で説明をさせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

○ 中村久雄委員長

よろしいか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○ 稲垣都市整備部理事

国の交付金・補助金の内示状況について、この表ですけれども、都市整備部所管の国庫補助金、交付金内示状況が示してございます。

表を見ていただきますと、左から順に、番号、担当課、事業名、平成29年度の当初予算額、国からの内示額、交付率を記載してございます。備考には補助金、交付金の名称、そして国の負担率、これを記載してございます。

それでは、表の上段から順次説明をさせていただきます。

まず、道路整備課関係のものでございます。

1番、交通安全施設等整備事業につきましては、西日野駅及び内部駅の駅前広場整備や通学路の整備、こういったものに係る費用でございます。国費ベースで2億6180万円の要求に対し、1億650万円余りの内示を受けておりまして、交付率では40.7%となっております。

次に、2番、橋梁長寿命化修繕事業でございます。慈善橋などの長寿命化対策に係る費用でございます。国費ベース8855万円の要求に対しまして、7041万円余りの内示、交付率は79.5%でございます。

3番ですけれども、地方道大規模修繕事業ですが、これも橋梁関係のもので、塩浜跨線橋及び生桑橋の耐震補強などに係る費用でございます。国費4850万円の要求に対し、満額の内示をいただきました。

次に、4番目でございます。幹線道路整備事業、そして5番目、四日市港千歳地区案内施設整備事業ですけれども、こちらの交付率ですけれども、それぞれ3割程度ということで、かなり厳しい内示ということでございます。

道路関係の内示ですけれども、全般を通じますと、昨年度よりも若干厳しいという状況でございます。

次に、市街地整備・公園課関係のものでございます。

6番、垂坂公園・羽津山緑地整備事業、長寿命化整備事業につきましては、これは実は国体事業に係る交付金が公園整備に係る交付金と連動するということになってございます。その中で、国とも相談しながら、国費ベースで1000万円と抑えた要望を行っております。昨年まではそういった中で満額の内示をいただいていたところですが、今年度はそ

れを20%切られてございます。この関係につきましては国体事業にも関連してまいりますので、現在、三重県とともに、今後の見通しなどについて国に確認を行っていくということで進めているところでございます。

次に、7番目、狹隘道路整備等促進事業です。こちらにつきましては51%の交付率となり、昨年度当初に比べると、若干改善を見てございます。

次に、都市計画課関係分でございます。

8番、インバウンド対応型鉄軌道車両整備事業、これは本年4月に鉄道関連の補助制度に改正がございました。従来の鉄道軌道安全輸送設備等整備事業がこういった形に移行したということでございます。この制度改正に伴いまして、1車両当たりの定期検査に国費200万円の上限が設定されました。購入、車検費用が満額補助対象となくなりました、その影響で内示率が82.7%という形になっております。

次に、建築指導課関係でございます。

9番、崖地近接等危険住宅移転事業ですが、これにつきましては、この数年、実績がないということで、昨年引き続き内示はいただいております。ただし、現在のところ、相談案件もないということでございますし、申請があった場合の対応につきましては三重県とも調整を行っており、申請があった時点で県内の予算配分等、これを工夫していただけるという形でお聞きしているところでございます。

また、河川排水課関係では、10番、準用河川改修事業で交付率が80%、11番、ため池災害対策事業は満額の内示をいただいております。

最後に、市営住宅課関係のものでございます。

12番、石塚町市営住宅建替事業、13番、市営住宅整備事業（外壁改修）は80%程度、14番の既設公営住宅改善事業は50%と、おおむね昨年度並みの交付率をいただいております。

近年、社会資本整備総合交付金の配分について非常に厳しい状況にございまして、昨年度は国の大型補正がございまして、そこで取りつくと、そういった経緯がございました。今後、補正予算が組まれることも想定しながら、国、県等への情報収集や働きかけを進めてまいります。関係機関への要望など、引き続き交付金などの確保に向けて積極的に取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、よろしくご支援をお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

○ 川尻道路整備課長

道路整備課、川尻でございます。

私からは、生活に身近な道路整備事業について説明させていただきます。

パンフレットで11分の11をごらんください。

平成28年度生活に身近な道路整備事業についてでございます。

この表は、平成29年5月末時点の地区別の執行状況を示しております。表は、左から順に、番号、地区、予定事業の件数、事業費、年度内執行事業の件数、事業費、次に繰越事業の件数、事業費、右側に5月末時点での執行状況の件数、事業費、執行率を記載してございます。

最下段に合計を記載してございます。赤く表示してあります7435万1793円が最終的に繰り越した事業費となります。件数で124件が3月末までに完成することができず、工期を延ばして、この4月、5月にも工事をしておりました。そういう状況でございます。

一番右側に5月末時点での執行状況を記載してございますが、全ての地区で執行率100%となっております。何とか繰り越した事業もこの5月で完成することができました。

この生活に身近な道路整備事業につきましては、平成27年度までが4億9200万円のところ、昨年度は2億円の増額で6億9200万円実施させていただきましたが、先ほど説明いたしました、一部繰り越しが発生したという状況でございます。

今年度は一旦4億9200万円に戻させていただいておりますが、第3次推進計画の中で来年度、平成30年度から32年度の3年間は1億円の増額をさせていただくことを認めていただいております。このあたりにつきまして、自治会長さん初め市民の皆様は、予算がふえたり減ったりしたこととか、昨年度の事業で繰り越しが出たことについて、少し理解していただいている部分があるということをお聞きしておりましたので、この4月から各地区の自治会長会議などの場で説明をさせていただいております。また、あわせて要望事業の集約化なんかもお願いさせていただいております。そういう話の中で、地域の皆さんからは、地元が望んでいる事業全体の要望額と実施の額に差がやっぱりまだあるので、もう少し、少しでもいいので、事業費はやっぱりふやしてほしいというような声や、それから、大きな道、東海道とか中川原通りとか、やはりああいう大きな幹線的な道路について

は、生活に身近な道路整備事業以外の事業を頑張って予算をとってほしいというような声をいただいております。また、事業の集約化については、費用の差はありますが、だんだん導入していただいておりますので、引き続きお願いしていきたいと思いますが、中には、趣旨は理解するけれども、なかなか集約は難しいよと、地区の事情もあるというようなこともご意見としていただいておりますので、今後、この生活に身近な道路整備事業につきましても、昨年度もアンケートをとって、今、事業の状況を確認しておりますが、引き続き地域の皆さんの意見を聞きながら、改善点があれば改善していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございました。

それでは、ここから質疑を受けたいと思います。

ご質疑あります方、どうぞ挙手を願います。よろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、別段ご意見、ご質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度いたします。

それでは、理事者の入れかえをお願いします。

それでは、よろしいでしょうか。

市民の傍聴の方1名見えております。報告いたします。

請願第6号 太陽光発電事業に関する規制を求めることについて

○ 中村久雄委員長

次に、継続審査となっている請願の審査がございます。

それでは、審査順序に基づきまして、請願審査を行ってまいります。

当請願については、閉会中の継続審査に付され、前定例会から審査が引き継がれた結果、

平成29年定例会の会期末まで当委員会において審査が可能な状況になっております。正副委員長においては、特に国、県の動向を注視し、適時ご質疑いただけるよう留意し、請願の採否をご判断いただけるよう取り進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、請願第6号太陽光発電事業に関する規制を求めることについて。

それでは、請願審査に入ります。

当請願については、4月閉会議会において、国、県等の動向を見きわめた上で判断したいとの意見があり、継続審査に至った旨の委員長報告がなされております。つきましては、請願者に対しては、過去に請願趣旨の説明及び質疑が行われていることから出席を求めないこととし、本日は、理事者に対する国、県等の動向に対する説明、質疑から始めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、理事者に説明を求めます。

○ 市川環境保全課長

環境保全課の市川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、太陽光発電施設に係る国及び三重県の動向についてご説明を申し上げます。

タブレット端末の都市・環境常任委員会資料（請願第6号太陽光発電事業に関する規制を求めることについて）の62分の3ページをごらんください。

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

○ 川村幸康委員

みんな開いておるやろう。

○ 市川環境保全課長

済みません。

○ 中村久雄委員長

どうぞ。

○ 市川環境保全課長

このページには、資源エネルギー庁より作成されました国のガイドライン及び三重県が策定中でありますガイドライン案について、それぞれの内容、特徴につきましてまとめた資料となっております。本日はこの資料を中心にご説明を申し上げます。

なお、この資料の真ん中と右側と点線の部分があるんですけども、ここに数字が入っております。それは、それぞれのガイドラインに記載のページとなっておりますので、よろしくお願ひします。

まず、策定の時期についてでございますが、国のガイドラインはことしの3月に策定されております。このガイドラインは、ことしの4月に改正FIT法が適用されたことに先立ちまして、FIT法を補完するためにことしの3月に策定をされたものでございます。

また、三重県のガイドラインは、現在、パブリックコメントが終了し、6月末をめどに策定が予定をされてございます。

策定の背景についてでございますが、太陽光発電事業につきましては、東日本の震災以降、再生可能エネルギーの導入が全国的に促進された結果、全国的に多く広がりました。しかしながら、新規参入した再生可能エネルギー発電事業者の中には、専門的な知識が不足したまま事業を開始するといった事業者も多く、安全性の確保や発電能力の維持のための十分な対策が図られないといった防災、環境上の懸念等をめぐり、地域住民との関係が悪化するなど、さまざまな問題が顕在化してきたということが国のガイドラインの背景にございます。

また、三重県のガイドラインにつきましても同様ではありますが、国のガイドラインを地域の実情に合わせ、具体的に対応できるよう策定が進められております。特に地域住民への要望の提供がなされないまま事業計画が進み、自然環境や景観との調和の問題や災害への不安、そして、地域課題として顕在化してきたというようなことが主なガイドラインの策定の背景にございます。

続きまして、位置づけについてでございますが、国のガイドラインは、FIT法に基づきます遵守事項や国の目的に沿った適切な事業の実施について、その考え方を記載したも

のとなっておりまして、このガイドラインの遵守事項に違反した場合には、法に基づきまず取り消しの可能性が示されております。

また、県のガイドラインは、国のガイドラインをより具体的に明示し、法や条例の遵守を適正に実施させる内容となっております。

次に、それぞれの適用の範囲についてでございますが、国のガイドラインは、FIT法に基づいて事業認定を申請する事業者及び認定を受けた事業者が対象となっておりますので、売電を行っている事業者全てが対象というふうになってございます。FIT法では、太陽光発電を設置する場合には、必ず事業計画書の申請が必要というふうになってまいりますので、この申請時にガイドラインの遵守を約束するということとなります。

また、三重県のガイドラインは、建築物に設置してあります太陽光を除いた50kw以上の発電能力を有している設備が対象となっております。これまでにFIT法に基づき認定申請を行っている事業者も、県のガイドラインでは地域住民への説明等、対象になってまいりますけれども、これから説明させていただきます事業概要書の提出の適用範囲につきましては、現在、三重県はガイドラインを策定中ということもありまして、現時点では明示されていないため、今後、県に対しまして詳しい取り決めを確認してまいりたいと考えております。

それでは、事業概要書の説明をさせていただきます。タブレット端末の62分の57ページに届け出用紙がありますので、そちらをごらんください。

事業概要書についてです。FIT法では事業計画書を経済産業省へ提出する義務があるというお話をさせていただきましたが、その計画書とは別に、県のガイドラインではこの事業概要書を県や市へ提出していただくということになります。

届け出の中身、内容につきましては、施設設置予定の場所や住所、予定地の面積、また地目、そして土地所有者名、また、発電事業者として、事業者名、代表者名、住所等々を記載していただきます。また総発電量の出力、そして事業認定申請の年月、設置予定、着手予定の年月、また運転開始予定、事業説明を予定している地域ということも記載をしていただくことになっております。その他、位置図とか配置図を記載し、三重県及び市の担当課へ提出するということとなります。

62分の3ページにお戻りください。

次に、2のガイドラインに基づきます必要な措置についてでございます。

企画立案時の対応についてでございますが、国のガイドラインでは、関係法令、例えば

保全法や森林法などの遵守や条例等に基づきます環境アセスメントの手続が適正に実施されていることや、周辺環境調査といたしまして、土地や地域の状況に応じた防災、環境保全、景観保全の観点から、適切な土地の選定や開発計画の策定を行うように努めることが定められております。

同様に、三重県のガイドラインでも、関係法令や条例等の遵守に努めることが定められているほか、土地の選定につきましては、設置するのに適当でない地域、また、設置するのに十分な検討や調整が必要な区域がそれぞれ定められております。

具体的な区域設定につきましては、62分の47ページをお開きください。

このページに、真ん中あたりに①設置するのに適当でない区域といたしまして、関係法令、条例等の規定により開発行為が著しく制限されている区域や、防災、環境保全、景観保全の観点から、太陽光発電施設の設置に関し許可を要する区域といたしまして、例えば下の表にありますが、自然公園法に基づきます特別保護地区や第1種、第2種、第3種の特別地域、そして、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域の特別地区など、62分の47ページから62分の51ページにかけて、法令に基づきます対象地域といたしまして、設置するのに適当でないという地域の一覧がこの中に定められております。

また、設置するのに十分な検討や調整が必要な区域といたしまして、このページの②になるんですけれども、関係法令、条例の規定により、防災、環境保全、景観保全等の観点から、太陽光発電施設の設置に関し、許可、届け出を要する区域というふうに定められております。

この必要な区域といたしましても、62分の47ページから62分の50ページにかけて、それぞれの法に基づきます位置づけがされてございます。

済みません、再度62分の3ページにお戻りください。

地域との関係の構築についてでございますが、国のガイドラインでは、地域住民との適切なコミュニケーションの手段といたしましては、住民への説明会の開催や自治体への相談を求めています。

また、三重県のガイドラインでは、より具体的なコミュニケーションの手段として、事業者は事業概要書を持ちまして地域住民に説明することや、排水、土砂流出について、事前に水道管理者に相談することが定められており、事業者は地域住民から計画事業に対する要望や苦情、また、懸念等があった場合には、合意書や協定書等の締結を含め、誠意を持って対応し、理解を得られるよう努めることが明記されております。また、国のガイド

ラインに比べ、説明会などの実効性の担保が必要となるというようなガイドラインにもなってございます。

次に、設計、施工時の対応についてでございますが、国、三重県のガイドラインとも同様に、周辺環境への配慮といたしまして、例えば、20kw以上の発電設備には連絡先等の表示を義務づけるなど、発電設備の破損や第三者への被害に対する対応、また、事業計画書どおりに防災等への対策を実施することなどがガイドラインに定めてあります。

以上、説明をさせていただきましたが、三重県のガイドラインは、国のガイドラインをより具体的に明示することによりまして、地元の説明等、三重県及び計画が予定されております市町、そして、事業者の役割がそれぞれ示されたガイドラインとなっております。

また、本市といたしましても、パブリックコメント前の素案の段階で三重県に対しまして本市の意見を述べさせていただいており、その意見も反映されたものがこのガイドラインとなっております。

説明は以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

三重県のガイドラインについてのご説明でした。

それでは、皆様から意見がありましたらお願いいたします。

○ 諸岡 覚委員

一番最後のところで、事前に県のほうにも本市のほうから意見を述べさせていただいたというので、それはどういった意見を出されたんですか。

○ 市川環境保全課長

何点か意見を述べさせていただいております。

まず、事業概要書の提出についてですけれども、当初の素案の段階では、関係市町にのみということで、その後、必要に応じて県へ提出というふうな記載になっておりましたが、やはり事業の計画からいって、県、市町それぞれが同じテーブルで共通の認識を持っていったほうがいいだろうということで、県も加えて、県、市町への提出をというふうをお願いをさせていただきました。

また、先ほど申しました地域、指定地区、設置するのに適当でない地域等々、お話をさせていただきましたが、それも、区域決定にかかわらず、住民が不安を持っている地区とか、実情に合わせた区域設定に対しても配慮してくださいというようなことを申し上げて、そういうような意見も反映をされてございます。

また、土地や土砂の流出への配慮というところで、地域へのコミュニケーションの部分になるんですけれども、それら記載もございませんでしたので、地域のコミュニケーションの中で排水や土砂流出の懸念に関して十分に地域住民のほうへ説明をし、理解を得られるようにという内容を伝えさせてもらっています。

また、事業概要書の届け出をというお話がありましたけれども、その中で、最後の事業概要書の15番のところに地元説明対象地区というようなところが記載がなかったものですから、私どもとしては、どこの地区にどのような説明がされておるのかというのを事業者から聞きたいということもありまして、その欄を追加していただくように県に申しまして、これが反映されたという形になってございます。

以上でございます。

○ 諸岡 党委員

そうすると、ガイドラインの有効性というか、法的強制性、強制力というのか、その辺も踏まえて、ちょっとイメージ、もう少し具体的に教えてほしいんですけれども、国と県のガイドラインが、例えばですよ。このガイドラインが既に5年前から施行されていますと、その状態の中で今回の例えば小山田事案が、事業所さんが計画を求めた場合、どうやって話が進みましたかね。

○ 市川環境保全課長

足見川のメガソーラーのことだと思いますけれども、先ほど県のガイドラインで、設置するのに適当でない地域等々の指定も、合意に基づく指定もございましたけれども、足見川のエリアにつきましては、以前に開発の手續も進んでおったということもございまして、設置するのに適当でない地域にも入ってございました。ですので、例えば5年前にこのガイドラインがあったからといっても、その開発地域じゃないということから、余り歯どめはかからなかったのかなというふうには考えます。

○ 諸岡 覚委員

それは足見川のところは以前に、もう20年前ぐらいでしたっけ、開発の申請がされておったからというだけであって、開発申請がかかってなければ、歯どめはかかったわけですか。結果論だけれども。

○ 市川環境保全課長

先ほど申しました、例えば河川法とか森林法に基づきます、法に基づきます手続が必要である地域ではあったものの、ここにございます設置するのに適当でない地域というふうには当てはまっていないエリアでございますので、ガイドラインが既に示されておったとしても、土地の選定に対してはそのまま進んだというふうには考えております。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、適当でない地域以外の地域だと、地区の地域住民への説明とか、そういうのもやっぱり不要ということになりますか。

○ 市川環境保全課長

このガイドラインに関しましては、計画が予定されておる、既に済んでおるという地域に関しましてもガイドライン対象となってまいりますので、もちろん地元説明等の対象にはなっております。今回のガイドラインでは事業計画書も出されるということで、早い段階で地元住民への説明がなされるだろうということがございますので、市も事業者に対して適切な地元調整等を理解することができたのかなというふうには考えております。

○ 諸岡 覚委員

あくまでも説明が必要というだけであって、同意が必要というわけではないわけですよ。ね。

○ 市川環境保全課長

県のガイドラインの中では、地元住民の必要に応じ合意書、もしくは協定書の締結もというふうに記載がございますので、地元住民の方が事業者に対してそのようなことを求めた場合には、事業者は誠意を持って対応するものなのかなというふうには考えております。

○ 諸岡 覚委員

必要に応じて合意書をつくらなければいけないというのはわかるんだけど、その必要かどうかの判断は事業者がするんですか。それとも地域の住民がするんですか。

○ 市川環境保全課長

地域住民と、あと事業者、双方がその取り組みを決めましょうということの合意形成がなされて締結されるものというふうに考えております。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、現状のガイドラインでは、事業者が、じゃ、合意書は必要ないと判断をすれば、合意書はなくてもいけるということですね。双方がともに必要と認めたときじゃないとあかんということは、事業者側が必要ないと判断したら、合意書はなくてもいいという、そういう理解でいいわけですか。

○ 市川環境保全課長

ガイドラインの中には、事業者は誠意を持ってというふうな記載もございますので、その誠意を持ってが、全く事業者のほうは結ぶ必要がないと、地元住民のほうはどうしても結んでほしいというふうな相反する意見になった場合というのはどのように判断されるのかな、ちょっとそこら辺はわかりませんが、基本的には誠意を持ってという文言から、地元の住民の方々が合意書を結んでほしいという話があれば、結ぶべきものなのかなというふうには考えてございます。

○ 諸岡 覚委員

例えば、私がもし事業者なら、地域住民やなくて地権者がどうしても早く土地を買ってほしいんや、お金が欲しいんやと言うておるんだから、その皆さんに対して誠意を持って早く取り組んでいかなきゃいけないって、そういう捉え方もできるわけですよ。地権者に対して誠意を見せるために早く事業を進めていかなきゃいけない。だから、誠意とかいう言葉って非常に曖昧で、何をもって誠意というか。ほかの地権者以外の住民に対しては非誠意的であっても、地権者に対しては誠意的だという捉え方もできるんで、やっぱりこの

ガイドライン、弱いなということではちょっと思うんですけども。

もう一つ、適切でない地域と適切な地域というのは、明確に何か判断基準はあるんですか。

○ 中村久雄委員長

明確な判断基準は。

○ 諸岡 覚委員

さっき足見川のところは、適切でない地域には指定されていないと言われましたけれども。

○ 市川環境保全課長

ガイドラインの62分の47ページをごらんください。

先ほども少し説明を申し上げましたが、例えば法律に基づいて、それぞれ設置するのに適切でない地域、または設置するのに十分な検討や調整が必要な区域というふうなことが定められております。さまざまな法律がありますけれども、森林法の場合ですと、保安林であれば、設置するのに全て適切でない区域、森林法の中に定められています保安林につきましては適切でない地域等々、そのようなエリアが定められておるということでございます。

○ 中村久雄委員長

ちょっと済みません、ほかの会議が予定されておりますので、私の進行がまずいんですけども、一旦ここで昼休憩と……。

(発言する者あり)

○ 中村久雄委員長

理由ですか。

○ 川村幸康委員

広域役員会というのは12時からになっておるで、昼12時でとまってくれという話やったな。

○ 諸岡 覚委員

委員長にお任せします。

○ 中村久雄委員長

済みません。ということですので、諸岡さん、質疑が途中になりますけれども、ここで休憩で、再開は午後1時でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

お願いします。

12:00 休憩

13:00 再開

○ 中村久雄委員長

時間になりましたので午前に引き続き審議を続けてまいりたいと思います。先ほど、途中ですみませんでした。諸岡委員。お願いします。

○ 諸岡 覚委員

そうすると、62分の47のところ、自然公園法における自然公園条例とか、自然環境保全法に該当する地域とかあるけど、もう少し、これ、具体的にいうと、四日市でいうとどの辺がかかってくるんですか、この規制される地域に。

○ 市川環境保全課長

例えば、自然公園法に基づきます特別保護地域と申しますと、水沢地区に鈴鹿国定公園

があると思いますけれども、そのエリアが該当をいたします。また、森林法に基づく保安林なんかにつきましても、水沢地区が保安林に該当しているということでございまして、先ほどちょっと説明不足だったかと思っておりますけれども、設置するのに適切でない地域といたしましては、原則、法律のもと、法律や条例に基づいては不許可になるような地域などが選定されておるといところでございます。

○ 諸岡 覚委員

あと、もう一つ、私、わからんのが、これは今の説明のガイドラインとはちょっと外れるんですけれども、どうなんでしょ、今回、請願は出されてきているけれども、この間、私、地域のその会合にも出させていただいて、空気感として、やっぱり地域全体で反対するという空気感がなくて、恐らく、これ、今後もいろんなケースでそうなるんだろうと思うんだけど、該当する地権者と、それが言ったら目視で見える範囲の地域の人たち、直接自分の生活にかかわりのある人たちは、何らかの推進とか反対という意見は出るんだろうけれども、それ以外の人たち、例えば、当該の小山田地区においても、地区全体で、これ、あかんぞ、反対せなあかんぞという空気感は今全くないんですよ。その近辺の家の窓からそれが見えるとか、そういう人たちは反対をするんだけど、そうすると、何とも言いがたいなという思いがあるんだけど、四日市の事例とかよその事例なんかで、こういうのは地域全体で意見がまとまっているような、何かそういう事例ってないですかね。あくまでもこれは個人的なという、言ったら何やけれども、その家の窓から目視で見える個人とか、そういう人たちの意見という感覚がしないでもなくて。わからんですよ、そんなこと、役所に言っても。

○ 中村久雄委員長

事例という……。

○ 諸岡 覚委員

まあまあ、いいですわ、それは。一旦引きます。

○ 中村久雄委員長

では、ほかにご質疑、ご意見等ありませんか。

○ 諸岡 党委員

これも2月からやっておって、継続、継続で来ておって、もうそろそろ県も国もガイドラインが出てきたので、市議会としても判断をしていかなあかんと思うんですが、請願の文言が条例をつくるという限定的な話になっているじゃないですか。例えば、もう少しそこをルーズにして、適切な措置を行うようとか、あるいは括弧書きで条例という言葉が入ってもいいんだけど、条例等適切な措置を行われるようぐらいの、そんな感じで修正を請願者にしていただけると、非常にスムーズに話がいくのかなというふうに私は個人的には思うんですけども。

例えば、これ、まだあしたも予備日があるわけで、きょう、請願者に意思確認して、もし修正ができるのであれば、じゃ、それ、修正して通そうとか、そんなこともできるんじゃないのかなと思うんですけど、一回、そこら辺も含めて、委員の皆さんのご意見も私は聞きたいんですが。

○ 中村久雄委員長

今、諸岡委員の意見ですけども、2回継続審議となっていると、この請願ですけども、請願趣旨で、条例の制定に向け取り組まれるよう請願いたしますというところで、今までの、前回、前々回の議論でもあったように、条例というのがなかなかハードルが高い、財産権との兼ね合い云々もあります。その辺のところを、ちょっと請願者にコンタクトをとって、例えば条例等という形で、きょうの採決は見送ってということですね。見送って、日を改めて、あしたの予備日でもしたらどうだという意見ですけども、皆さんはどういうふうに、この意見に関してどう考えられますか。

○ 伊藤修一委員

請願事項の内容の冒頭には、各自治体独自のきめ細やかな指導要綱、ガイドライン、条例が必須でありますと記載されておるので、確かに、条例の制定という記載はあるんですが、請願事項の中には、指導要綱やガイドラインという言葉まで一応含まれておるので、これ、条例に向けてとはありますけど、ここは議会の意思というか、理事者の判断で、そういうふうな法整備というか、要綱やガイドラインも含めた請願の可否ということを経営者の意思であれば、確認できればいいんじゃないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○ 中村久雄委員長

伊藤さんの意見は、条例の制定に取り組まれるよう請願という形の最後の締めくくりはありますけれども、前段で指導要綱、ガイドラインが必須というところで、これは市に投げかけられた問題として考えたらいいということですね。

○ 中森慎二委員

私も伊藤さんと同じですが、このことは初めから書いてあるんです。今までの委員会の審査の中で、条例云々だからだめだという発言は1個もなかった。県のガイドラインが出てくるのを待ってという話だけだったんじゃないですか。もしそこに問題があるなら、前回、指摘をして、今回までに修正をしてもらおうとか、その準備がなければ、請願者に失礼だと私は思う。だから、このまま通せばいいと思いますけどね。

○ 中村久雄委員長

このまましっかり請願の採否をとるべきだという意見でございます。

ほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

そうしたら、それでは、採決の前に、採決を見送るべきという意見がございましたので、でも、これ……。

○ 諸岡 覚委員

いやいや、私、採決を見送るべきと言ったつもりは全くないですよ。

○ 中村久雄委員長

そうですね。ごめんなさい。

○ 諸岡 覚委員

あくまでももうそろそろ議会でもきちんと判断を示すべきだという前提で話をしましたので。

○ 中村久雄委員長

そういうところで、そうしたら……。

○ 川村幸康委員

そうすると、今、中森さんが言われたように、委員長報告なり、今、拮抗しましたやんか。あのときの流れでいくと、県なり国のある一定の方向性が出てきたという議論があったんだけど、今回、理事者側が説明した国と県から出てきたという認識でいいのか、まだパブコメとかの話で、こういうようなものですよというのは、前より大きく出てきたということでもいいんですか。これぐらいやったら出ておったんですか、前。前は全く出ていない。その辺の認識を前回もおった委員さんでもし教えてもらえば、どんな、何かまた出てくるで、それまで待とうやという話からいくと、もう出てきたんやでええやないかという話でええのか、その辺の判断がな……。

○ 中森慎二委員

私たちが主張していたのは、願意は、こういったルールを四日市独自のものを検討することをスタートしてほしいという内容なんで、進めるべきじゃないかという意見。違う人たちは、県とか国のガイドラインがぼちぼち6月に出てくるので、それを待ってから判断したらいいじゃないかと。だけど、それが出てきても、それを参考にしながら、四日市としてのルールがつくれるのかどうかというのはこれからの話で、スタートについたらどうかというのが請願の趣旨なんで、だから、そんなに早く送る必要はないじゃないかというので拮抗しておったわけです。拮抗しておったというか、継続にしたまま終わったんやけど。

○ 川村幸康委員

そうすると、継続では、まあまあ、うちの会派のメンバーも継続で言うておったのも、本当は、初め、あの人は出さなあかんって言うておったんやけど、委員会に行ったらどうも継続になっていたみたいなのを言うておって、それは何やったかという、これが出

てくるんやったら、それを待ってでええんやないかという話やったら、もう出てきたんやったら、採決をとってもらったらええんと違うの。そういうことの確認がとれば。

○ 諸岡 党委員

私も今、中森委員や川村委員が言われたように、もう採決へいってもいいと思います。

ちょっとごめんなさい、確認なんですけど、理事者にちょっと確認なんですけれども、今、伊藤修一委員が言われたとおり、この願意から、請願の文章から、条例にこだわるものではなくて、ガイドラインや指導要綱も含めて何らかの対応をとるものだという、そういう願意としてとって間違いないですかね。理事者的にはどう捉えますか、この願意を。これをもって、あくまで理事者は条例の請願だったという捉え方をするのか、条例にこだわらない請願だったと捉えるのか、理事者はどう捉えますか、これ。出される側として。

○ 川北環境部長

我々のほうでお答えするのがいいのかどうかというのがあるんですけども、請願事項の中で、今、伊藤修一委員が言われていましたように、各自治体独自のきめ細やかなとございます。各自治体独自のきめ細やかな指導要綱、ガイドライン、条例が必須でありますという中で、つきましては、という中、以下で一番最後に条例の制定に向け取り組まれるよう請願いたしますという、この二つが議論になっているかと思います。

その中で、先ほど来、今、私どもの解釈と言いませんでも、委員の皆様の今のご意見を拝見しておると、前段の部分のほうに重きを置くのかな、こういう見方をするのかというふうに感じているところでございます。

以上でございます。

○ 諸岡 党委員

そうすると、条例にこだわるというか、条例に限定されたものではないという受けとめ方を理事者もしてもらえるとということですね。

○ 川北環境部長

あくまで、今回、この件につきましては請願の審査ということでございますので、その中で、都市・環境常任委員会での皆様のご議論というものを尊重していきたい、かように

考えておるところでございます。

○ 諸岡 党委員

わかりました。

○ 中村久雄委員長

他にご質疑はよろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、ほかに意見もございませんので、意見を終結したいと思います。

ただいまより討論に入ります。

討論、意見の表明はございますか。

○ 諸岡 党委員

賛成の立場の討論です。

今、伊藤修一委員がきれいにまとめていただいたとおり、この請願はあくまでも、一番最後の文言には条例をと書いてありますけれども、私は、通していくに当たって、今から採決の際には賛成をしたいと思っていますけれども、賛成をしていくに当たっては、決して条例に限定をするものではないという前提で、そういった願意であるという認識のもとに賛成をしたいと思います。

以上です。

○ 中村久雄委員長

条例というふうに限定せずに、四日市市としての判断を、対応をちゃんと示してくれよという願意をとってという意見でした。

ほか。

○ 伊藤修一委員

私も名前が出ておりますので、私も賛成の立場で討論に参加しますが、先ほどから出ておりますように、条例に向けてという言葉のやっぱり根底の願意の中には、先ほど諸岡委員が言われた指導要綱、ガイドライン、条例という、そういうきめ細かな地域の特性に合わせた抱える課題に対しての対応が理事者のほうに求められておるのではないかと。そういう部分では、国、または県のガイドラインは出たが、そして、市のほうとしても、それに整合性がとれた、また、きめ細かな内容のそういう何らかのものを今後考えていただけるきっかけづくりに今回この請願を捉えていただきたいということをお願いしておきたいと思いました。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

他にございませんか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

では、討論を終結いたします。

請願第6号太陽光発電事業に関する規制を求めることについては、特に反対の意見もございませんので、簡易表決にしたいと思います。

採択とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議もないようですので、本件は採択すべきものと決しました。ありがとうございます。

[以上の経過により、請願第6号 太陽光発電事業に関する規制を求めることについて、採決の結果、別段異議なく採択すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

以上で請願第6号の審査を終了いたします。

それでは、続きまして、環境部の審査を行ってまいりますけれども、理事者のほうを、済みません、少し入れかえたいと思います。少々、皆さん、このままお待ちください。

それでは、環境部の審査を行ってまいります。

それでは、まずというか、改めまして、環境部長、ご挨拶をお願いします。

○ 川北環境部長

改めまして、こんにちは。

環境部でございますが、環境部は、議案としては二つでございます。付託議案ということで、動産の取得、これは例年お願いをしております塵芥収集車の購入についてでございます。もう一点は、予算の都市・環境分科会ということでお願いいたしますが、北大谷斎場の耐震化に係る工事につきましての補正予算並びに債務負担行為でございます。いずれも一生懸命ご説明申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

議案第3号 動産の取得について

○ 中村久雄委員長

それでは、都市・環境常任委員会として、議案第3号動産の取得についての審査を行ってまいります。

付託議案の8、議案第3号動産の取得について、ご説明をお願いいたします。

○ 伊藤生活環境課長

生活環境課の伊藤でございます。よろしく申し上げます。

まずは、タブレットの平成29年6月定例月議会03の議案書の52分の27です。

(発言する者あり)

○ 伊藤生活環境課長

よろしいでしょうか。

○ 中村久雄委員長

いいですか。

○ 伊藤生活環境課長

議案第3号で、今回、小型一般ごみ収集車の動産取得によるものです。今回、2755万2960円で仮契約しておりますごみ収集車についての議案でございます。

提案理由につきましては、中ほどにございます理由でございますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の第3条の規定により、今回、議会に出させていただきます。

その次の28ページに仕様のほうを示させていただいております、29ページのほうで入札の結果についてお示しをさせていただいております。

そして、あと、細かいほうの資料としまして、04の提出議案参考資料の8分の5ページをお願いできますでしょうか。

今回の参考資料としましては、今回、4台購入のほうをお願いしておりますけれども、写真でこのような形のパッカー車の購入を考えたいというものでございます。

取得価格、先ほど申し上げました2700万円ほどでございます。

そして、その次のページには、塵芥収集車の更新計画のほうをお示しさせていただいております。

説明は以上でございます。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑等ございますでしょうか。

○ 中森慎二委員

動産取得は何も異論ないんですが、例のデザインの募集をスタートしていますよね。これ、11月納期ということは、旧来のデザインでとりあえずは納めてもらって、来年4月に張りかえるということ。

○ 伊藤生活環境課長

デザインの関係でございますが、今年度、予算をつけていただきまして、デザインを刷新するということが計画をしております。このデザインにつきましては、最終的には11月に決定をさせていただき予定とさせていただいております。ただ、車へどのような形で張っていくかということにつきましては、現在、象さん、キリンさんが載っておりますけど、このシールにつきましては、剥がしてしまいますと、でこぼこというか、かなりそういった部分がふぐあいが出るということで聞いておりまして、平成30年度に更新する車から順次張っていくということで計画をしております。

以上でございます。

○ 中森慎二委員

シートなんて簡単に剥がれるよ。街宣カーなんかにも張ってあるけど、簡単にめくれるよ、そなん。

○ 伊藤生活環境課長

簡単に剥がれて、車両に支障がないというふうなことが確認することができましたらば、早い対応、迅速な張りかえというのは考えてまいりたいと思います。

○ 中森慎二委員

いやいや、市内の小学生からデザイン募集して、11月に決定をして、それが平成30年の後半ぐらいにしか出てこんな話では、せっかく提案した子供さん、気の毒じゃないの。すぐに対応して張りかえができるようにすればいいじゃん、せっかくこんなのシートだけのことなのに。それがやっぱり行政の仕事じゃないの。デザインが決まりましたけど、ちょっと次、更新するまで待っておってくださいみたいな話で、ほかの車も全然変わらんということでしょう、そうすると。せっかく募集したんなら、それぐらいのこと一斉にやるぐらいのこと、考えないかんじゃん。しかも、平成29年度に入れるんなら、それは新しい

やつにすぐ張りかえせないかんし、もちろん。今までのやつだって、それはそういうふうに対応するべきじゃないの。と思いますけれどもね、私は。動産取得は何も異論はありません。

○ 伊藤生活環境課長

対応してまいりたいと思います。

○ 伊藤修一委員

私も動産の取得ではないんやけれども、ちょっと参考までに、市内では公の市のパッカー車と民間の車も何台か走っておるやん。その民間の車は、それは民間の持ち物やと思うんやけど、こういう先ほどのステッカーの話なんかは協力していただくとか、そういう働きかけというのはできやんのかどうかということだけ。

○ 伊藤生活環境課長

民間の収集車に対して、同じようなステッカーというか、デザインの柄を張っていただくということでよろしいかと思いますが、正直なところ、そういったことを依頼したことは過去にはなかったかと思っております。実際、会社のパッカー車の雰囲気といいますか、そういったものがあるのかどうかも、ちょっといささか何とも言えない部分はあるんですが、協力依頼をしたことはありませんもので、実際に収集業者さんが協力をしてくれるかどうかということについては、正直なところ、わからない状況でございます。

○ 伊藤修一委員

わからないというか、先ほどちょっと小さい子供さんがデザインを考えていただいているという話を聞いたんやけど、もしそういう部分では、エリア、エリアで、私が住んでおるところは民間委託だから、デザインした車は走っていない場合とか、そういうこともあり得たり、逆に、せっかくデザインが決まったやつは広く走ってもらえたら、みんなありがたいというか、そういう張り合いのええことにもなるんやけれども、民間は別ですと、そういうふうな筋分けは誰が決めるの。

○ 中村久雄委員長

答えられますか。

○ 伊藤生活環境課長

市内全ての全域でという話でまいりますと、家庭から出るごみを集めているのは基本的に市の直営になりますが、それ以外、9台委託をしておる部分がございます。その部分については、協力というのは依頼すれば十分可能な範囲かなというふうには考えておりますが、ただ、事業系を集めておる一般の廃棄物の収集運搬業者については、こういった取り決めがあるやないやにつきましては、特段決めはないのかなというふうに思います。

○ 伊藤修一委員

自分のところのイメージカラーもあって、何色、いろんな色で運転してみえるところもあるんやけど、もし市の委託事業をする専門の車があるんやったら、やっぱりこれも一緒のように、そういうデザインを募集しておるのやったら、民間さんにもちょっと協力いただくということも検討の価値はあらへんかなと思いますので、ぜひその辺のことは含んでおいていただいたらどうかなと思います、いかがでしょうか。

○ 川北環境部長

ご意見ありがとうございます。今いただいたご意見につきましては、せっかく小学生以下の子供たちにポスターの、いわゆる原画のようなものを募集して、子供たちが、入選する作品で数が少なくなってしまうわけですけれども、せっかくそうやってやった、頑張ったという言い方は変かもわかりませんが、一生懸命つくっていただいたものをなるべく早く広く目にするようなことをするほうがいいのではないかというご意見だと思います。そういったことで、なるべく早くさせていただきたいと思うし、範囲につきましても、委員もご意見のほうでは、ほかの委託業者なんかはどうかということもございますが、パッカー一車以外も含めて、こういったところで使えるかということこれから、使えない場合もあるかもわかりませんが、こういったところで広く使えるかということ、今、ご意見をいただいた趣旨を十分踏まえて対応させていただきたいと思います。ご理解賜りたいと思います。

○ 中村久雄委員長

お願いします。

ほかに、動産の取得について、ご意見ありますか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

というところで、質疑を終結したいと思います。

討論はございますか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、採決に入りたいと思います。

議案第3号動産の取得について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第3号 動産の取得について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第2号 平成29年度四日市市一般会計補正予算(第2号)

第1条 歳入歳出予算の補正

歳入第4款 衛生費

第1項 保健衛生費

第2条 債務負担行為の補正(関係部分)

○ 中村久雄委員長

それでは、続きまして、ここからは予算常任委員会都市・環境分科会として、議案第2号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第2号）の審査を行ってまいります。

議案第2号平成29年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2条債務負担行為の補正（関係部分）の審査を行います。

議案資料の説明をお願いいたします。

○ 伊藤生活環境課長

生活環境課の伊藤です。

まず、タブレットの05の平成29年6月定例月議会、06平成29年度6月補正予算書でございます。よろしいですか。

○ 中村久雄委員長

いや、ちょっと待ってください。

参考資料の7ページやね。

○ 川村幸康委員

07やな。

○ 伊藤生活環境課長

済みません、06じゃなくて、07の平成29年度6月補正予算参考資料でございます。それの……。

○ 中村久雄委員長

7ページ。

○ 伊藤生活環境課長

21分の7でございます。済みません。

よろしいでしょうか。

○ 中村久雄委員長

よろしいか。

○ 伊藤生活環境課長

今回、債務負担行為と予算のほうを上げさせていただきましたのは、北大谷斎場整備事業のアセットマネジメントの部分でございます。今回、目的といたしましては、建築基準法の規制強化に伴いまして、北大谷斎場の炉前ホールにつき天井を改修するものでございます。この予算に関しましては、一旦、この前の2月定例会議の中で債務負担行為を廃止させていただいて、今回、上げ直しをしておるものでございます。その際に、若干、前回委員会の中でお話は申し上げたんですけれども、国交省が出しております告示のほうで特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法を定める件という告示がございまして、これが平成28年の5月により厳しくなった形になりまして、斎場の炉前ホールにつきまして、一部改修で済むというふうに当初思っておったわけなんですけど、全面的に改修せざるを得ない状況になってまいりまして、前回、債務負担行為を廃止させていただいて、今回、改めて予算と債務負担行為を上げさせていただいて、工事を行うものでございます。

スケジュール的には、このページの中ほどに、工事としまして、10月から準備をさせていただきまして、1月ぐらいから工事に入らせていただいて、来年の7月には工事が終了するものというふうに思っております。

今回、補正予算額につきましては3000万円ということで、債務負担行為につきましては6000万円ということで、トータル9000万円の事業というふうに考えております。

あと、工事に際しましては、炉前ホール、1年間365日、ほぼ全日使っておる状況でございますもので、利用者の方に極力ご不便と申しますか、そういった形にはならないような状況でやってまいりたいというふうに思っております。

説明は以上でございます。

○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆様、ご質疑ございましたら、ご発言をお願いします。

○ 中森慎二委員

債務負担行為の額の話ですが、4番のところに限度額6000万円、平成29年から平成30年度までで6000万円ってなっていますね。計9000万円になっていますよね、一番下。これはどういうふうに理解したらいいの。今までの債務負担行為が3000万やったから、それをそのまま置いておいて、プラス6000万円にしたから9000万円になったということ。

○ 伊藤生活環境課長

まず、前回、平成28年度当初予算の際に、平成28年度ゼロ、それで、平成29年度で6840万円という債務負担行為を上げておりました。そして、今回、3000万円については今年度の予算ということでございますもので、債務負担行為には該当はいたしません。債務負担行為は来年度の予算を確約するものでございまして、6000万円については債務負担の枠を認めていただいて、今年度の3000万円と6000万円の合計9000万円で事業を行いたいというものでございます。

○ 中森慎二委員

債務負担行為はトータル額ではないの。これ、平成28年度はゼロで平成29年度が6840万円上がっていたわけ、平成29年度当初で。それはなしにしたわけじゃないの。新たに9000万円の債務負担行為をこの平成29年度補正で上げるということではないの。

○ 伊藤生活環境課長

平成28年度当初の際には6840万円という債務負担行為を上げさせていただいております。そして、それについては一旦廃止ということで、ゼロ、なくしております。そして、改めて、一部改修を全面改修というふうな形をとらざるを得なくなりましたもので、一旦全部予算をおろさせていただいて、その上で改めて早期の改修ということで、今年度の予算として3000万円、来年度、平成30年度ということで6000万円ということで、6000万円という部分が債務負担行為に該当いたします。

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

ほかにご質疑ございませんか。

○ 川村幸康委員

休みって、これ、出るの。出やんようにしながらやるということ、これ。

○ 伊藤生活環境課長

この工事につきましては、夜間工事を考えております。ただ、今現在でも7日間トータルで休場日があるわけなんですけれども、数日はふえることになるのかなというふうに考えてはおりますが、市民の皆さんがご利用するに当たっては、極力影響のないようにというふうには考えております。

○ 川村幸康委員

それはうまくやってほしいなと思うのと、あと、その他いろいろって、これ、要望を聞いて、アンケートを聞いて、何か議会からも出ておったようなことの整備事業というのはしたのかな。ようわかるのでいくと、例えばトイレの音を消してくれとか、何かあったよな。いろんなことがあったよな、あれ、要望事項、あんなもその都度やっていたの。

○ 伊藤生活環境課長

対応できる限り、対応はさせていただいておる状況です。

○ 川村幸康委員

トイレの音も聞こえやんようになったん、あれ。

○ 伊藤生活環境課長

あそのトイレ、葬祭棟のほうのトイレになろうかと思うんですけれども、あそこにトイレを利用するときの音が全く外へ漏れなくするということが、設備の構造上、非常に難しいということで、その件については正直なところ、できていない状況でございます。

○ 川村幸康委員

あのとき、委員会の中で、そういうようなものがあるんや。音消しのやつが。あれをすって言ってなかった。俺、この間行ったとき、よう聞こえておったもんで、これは言うとおりのやなと思って、多分、荒木さんが言われておったと思うんやわ、委員会で。これは

あれやなと思うたでさ、やっていないなと思うておったもんで、もしやるのやったら、どこか、ようあるよ。構造上できへんやつは、音を別のものを鳴らして消すようなやつは。それぐらいはしたらどうなんや。あれ、ちょっと女の方は気になるやろうなと思うて、みんな気になっておったもん、一緒におった人も。変な話、ジャーって音がするのやわ。そうすると、やっぱり出てくる人もみえる人も、あれ、絶対気になるって。それやで、荒木さん、言っておったと思うで、そんなん、せなあかんわ。

○ 伊藤生活環境課長

音自体が、例えば違う音を出す、機械的に音を出すという装置をつけること自体は可能というふうに思っておりますが、その音、機械的な音自体を外に漏れなくするという構造が非常に難しいというのがあの施設の設備的な問題になっております。

○ 川村幸康委員

ようわかっていないな、この人。入ってあれすると、音が鳴るやつ、あるやん。障害者用か何か含めて。そうすると、あの音が鳴っておると、ずーっとその音、消えておるやろう、あれ。あるで。俺、ホテルで入ったことあるもん。ああ、音が鳴るんやと思って。

○ 川北環境部長

申しわけございません。ちょっと音でも2種類あるかなというふうに思っております、要は、いわゆる音そのものというのと、それから、我々が用を足すときの音、この2種類があると思いますけど……。

○ 川村幸康委員

そんなもの、聞くなよ。

○ 川北環境部長

そちらのほうについては、また別の音で何とかちゃんという商品名があったと思いますので、そのあたりについては、一度、どれぐらいのコストかということも含めて検討させていただきたいというふうに思います。

外へ出る音については、今、課長が申し上げたように、なかなか構造的に100%難しい

面があるかもわかりませんので、ご理解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

○ 川村幸康委員

外へ出るのは構わへんの。その音や。

○ 中村久雄委員長

そっちの音か。

○ 川村幸康委員

そういうこと。

○ 中村久雄委員長

ぜひ対応をお願いしたいと思います。

ほかにご質疑ございませんか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

ほかにご質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論ありましたら、ご発言……。

○ 川村幸康委員

ちょっともう一つだけ言わせて、さっきのところ。

○ 中村久雄委員長

はい、もとへ戻ります。質疑で。

○ 川村幸康委員

もう一個、もう四、五年から要望したと思うんやけど、ごえんさんの着がえる場所がな

いで、ごえんさんの着がえる場所をつくっておいたほうがええなという話をしたんやけど、一向に改善されてないで、一遍あれは考えなあかんよ。北大谷斎場の整備事業でいくんやと。あと、今、女性の人が多いんさ。着がえる場所がないんさ。そうすると、この間も私のところは、親族の控室を女性のごえんさんの着がえる部屋に宛てがうもんで、みんな出てこなあかんのさ。前にもそれは言っているのやけれども、七、八年前から。女性のごえんさんもおるし、着がえるところはあそこ1カ所やで、パーティションをつけるか何か、ちょっとそれをやっていかなあかんことやけど、全然、指定管理者に出してから、民間にあれしてからやってないで、ちょっとやらなあかんわ、あれ。

○ 伊藤生活環境課長

ご住職様の着がえる場所というのは葬祭棟の中に一つございます。それは委員おっしゃられるとおりでして、あと、もう一カ所、ちょっと離れるんですけども、事務所が火葬棟のほうにありますので、なかなか連絡が密にとれないといえますか、そういった部分でご利用が難しい状況になっておるのかしれませんけれども、一応もう一カ所、事務所の奥といえますか、そちら側にございまして、ぜひそういった場合にはご連絡いただければなというふうには思っております。ただ、これがこちらのほう、周知として上手にいけないということであれば、これについては改めて周知のほうを図りたいというふうに思います。

○ 中村久雄委員長

いいですか。周知のほう、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかにご意見ございませんね。

(なし)

○ 中村久雄委員長

これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言をお願いします。

(なし)

○ 中村久雄委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行ってよろしいか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

反対表明もないため、簡易表決により行います。

議案第2号平成29年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2条債務負担行為の補正(関係部分)については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。ありがとうございます。

[以上の経過により、議案第2号 平成29年度四日市市一般会計補正予算(第2号)、第1条歳入歳出予算の補正、第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2条債務負担行為の補正(関係部分)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中村久雄委員長

以上で環境部の所管部分についての審査は全て終了となります。お疲れさまでございました。

ちょうど50分ですので、これで休憩に入らせていただきたいと思います。休憩時間、2時スタート、よろしいですか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

2時再開といたします。

13:48休憩

14:00再開

○ 中村久雄委員長

それでは、最後に上下水道局に関する事項に移りたいと思います。

ここからは再び都市・環境常任委員会に切りかえます。

これより上下水道局に係る所管事務調査及び報告事項がございます。

まず、管理者より挨拶をお願いします。

○ 倭上下水道事業管理者

失礼いたします。事業管理者、倭でございます。よろしくお願いいたしますと思います。

今、委員長のほうからございましたように2件、所管事務調査、それから、その他の報告事項というところで、1点が四日市市下水道事業運営委員会についてというところで、2回審議が、平成28年度分の2回目、それから平成29年度分の運営委員会1回目というところで、報告がおくれまして申しわけございません。先にメールを送付するような形をとらせていただいて、改めてお時間をいただくというところ、本日になりまして、おくれまして申しわけございませんが、この報告が1点というところ、それから、平成29年度社会資本整備総合交付金、国のほうから内示が参りましたので、その内容についてご報告をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

それでは、改めまして、下水道事業運営委員会についてというところの説明をお願いいたします。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。よろしくお願いいたします。

タブレットのほうにつきましては、コンテンツ一覧のところがございます05の都市・環境常任委員会、続きまして、その中がございます06平成29年6月定例会議、次でございます04上下水道局所管事務調査、その他報告事項資料でございます。

そうしたら、29分の1ページをお願いいたします。

都市・環境常任委員会所管事務調査資料に基づいてご説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただきまして、29分の2ページをお願いいたします。

平成28年度四日市市下水道事業運営委員会（第2回）を平成29年3月23日に開催いたしました。

（3）の報告の概要でございますが、平成29年1月20日開催の下水道事業運営委員会（第1回）におきまして、運営委員会の委員さんからの意見がございました。1点目につきましては、資本費回収率、これにつきましては、下水道使用料から維持管理費を引いたもの、これを資本費で割ったものです。資本費は企業債利息及び減価償却費となります。ですから、下水道使用料から維持管理費を賄って、あと残り減価償却、利息をどれだけ賄っているかというものをあらわしたものでございます。この資本費回収率が整備進捗、人口普及率見合い80%とした場合の中期財政見通しについて、2点目は、他都市の状況について、3点目は、平成19年度の答申に対する考え方について、この3点について報告をいたしました。

1点目の中期財政見通しの説明内容につきましては、収益的収支見通しにつきましては、平成30年度から平成32年度の使用料算定期間において、資本費回収率が人口普及率見合い約80%となるよう、平成30年度に下水道使用料を改定、平均改定率40%を行った場合の見通しを示しました。

収入につきましては、使用料単価が総務省が示す最低基準価格である1m³当たり150円を超えることとなり、総務省の繰り出し基準に従い、一般会計から他会計補助金――汚水に係る繰入金でございますが――として繰り入れる。他会計補助金は、平成30年度の使用料改定により使用料収入が増額された分だけ減額となる。

また、支出につきましては、企業債利息は減少傾向となるが、維持管理費及び減価償却費が下水道整備の進捗に伴い増加するため、増加傾向となる。

損益につきましては、下水道使用料で賄い切れない資本費、減価償却費、企業債利息を他会計補助金、汚水からの繰入金として受けることから、分流式下水道に要する繰入金以

外の繰入金とその他の雑収益は一定額を見込んでいると説明をいたしました。

また、下水道使用料と他会計補助金の関係性につきましては、総務省の繰り出し基準の中に、公共下水道に要する資本費のうち、その経営に伴う収入をもって充てることができないと認められるものという項目がございます。下水道使用料で賄い切れない資本費分を他会計補助金、汚水繰入金として繰り入れる構造となっているため、下水道使用料を改定することによって使用料収入が増加した分だけ繰入金が減少することとなり、収入総額は変動しないと説明をいたしました。

1枚おめくりいただきまして、29分の3ページをお願いいたします。

企業債残高、損益勘定内部留保資金の推移につきましては、損益勘定内部留保資金を財源として活用し、平成31年度以降の汚水事業に係る企業債借入金額を抑制することで企業債元利償還の負担を軽減するとともに、企業債残高の抑制を図り、財源の健全化に努めていくと説明をいたしました。

主要指標の推移につきましては、平成30年度に資本費回収率が整備進捗（人口普及率）見合いの80%となる使用料改定を行った場合のほか、資本費回収率が70%、60%とした場合の推移を示しました。

続きまして、処理原価、これ、汚水処理費を有収水量で割ったものでございますが、処理原価の増加に伴い、資本費回収率が徐々に低下していくため、定期的な見直しの必要があると説明をいたしました。

次、（4）の2点目の他都市の状況につきましては、類似する10都市、処理区域内人口20万人から40万人と比較を行い、資本費回収率と人口普及率との間に関係性はないが、四日市市は平均値に比べ資本費回収率が低い状態にあると説明をいたしました。

（5）、3点目の平成19年度の答申に対する考え方について、まず、改正時期につきましては、下水道整備の進捗に伴い、水洗化戸数は増加するものの、平成31年度には戸当たり水量の減少から、総務省が示す最低基準単価、立米当たり150円を下回ることで、企業債利息、減価償却費に充当している20億円以上の繰入金が繰り出し基準外となり、一般会計から繰り入れされないこととなる。このため、損益は赤字となり、損益勘定内部留保資金が不足をし、経営に支障を来すことから、平成30年度には下水道使用料の改定が必要であると考える。

基本水量につきましては、平成20年の使用料改定におきまして、使用水量が10^m以下の市民の節水努力に対応するために、基本水量を水量の小口径の基本使用料の基本水量と同

じ5 m³といたしました。今後についても、水道の小口径の基本水量と同じ5 m³を付与することは、市民にとって節水努力に対応し、わかりやすいので、現行制度を引き続き維持していくべきと考える。なお、基本水量を付与しない制度についても引き続き検討していく。

続きまして、従量区分につきましては、平成20年度の使用料改定において、答申のとおり従量区分を4区分とした。類似都市においても、10団体のうち9団体が4から6区分であることから、現行制度を維持していきたいと考える。

基本使用料と累進度、この累進度につきましては、立米当たりの最大単価を最小単価で割ったものでございます。基本使用料と累進度……。

○ 中森慎二委員

委員長、これ、全部説明していくつもりなの。

○ 中村久雄委員長

もちろんあれです。要点の説明で、わかりやすいように説明してもらわんとはいけませんけれども、ここの29ページ、全部いくわけじゃないですよ。

○ 内田経営企画課長

はい。

(発言する者あり)

○ 内田経営企画課長

申しわけございません。

○ 中村久雄委員長

続けさせてもらいます。

○ 内田経営企画課長

そうしましたら、ポイントのところだけ説明させていただきます。

29分の4ページでお願いいたします。

まず、累進度につきましては、経営の観点から、広く多くの利用者から安定した収入を得られるようにすることが必要であると考えております。

改定基準、こちらにつきましては、大幅な値上げとなることから、市民生活への影響を考慮して、平成30年度、資本費回収率を、これは平成20年度の段階で48%としたものでございます。整備完了時に資本費回収率100%となるようにやっていくということで、市民の生活への考慮をする必要があると考えております。

見直し期間につきましては、平成19年度と変わらず3年ごとに見直しを行っていくということです。

適正規模の確保につきましては、アクションプログラムに基づきまして、5年ごとに見直しを行ってまいります。

市民への説明につきましては、皆様方にわかりやすい丁寧な説明に努めてまいります。

次、6の中期見直しにつきましては、運営委員会の委員さんのほうから主な意見としてございましたものが一応7点ございました。その中で主なものにつきまして説明をさせていただきます。

まず、上から3点目の29分の5ページの上のところをお願いいたします。委員さんからの意見につきましては、平成26年度の見直しの段階で使用料改定を見送ったというところの部分で、値上げをしなかったのかということで、これにつきましては、消費税増税と重なったため、見送りをさせていただいたというところの部分の報告をさせていただいております。

それと、6点目になります。29分の5ページでございます。丸の上から三つ目でございます。使用料単価につきまして、150円を割っている場合に基準外繰り出しとなると思うけれども、その辺、他都市についてはどうであるかというご意見に対しまして、150円を下回っている場合、繰り出し基準外として出すか出さないか、これは各自治体の判断になりますと。他市におきましては、150円を下回っていても基準外繰り出しを受けている市もございますという部分のところでご説明をさせていただきました。

答申に対する考え方の主な意見につきましては、各運営委員さんのほうからは、改定時期につきましては、使用料単価が150円を下回ることにより事業運営に支障が生じることのほかに、平成19年答申の改定基準である資本費回収率を人口普及率見合いとするというところから乖離しておるということで、受益者負担の原則から、平成30年度から改定すべきであると。

もう一点につきましては、改定基準どおりに使用料改定を行うと平均改定率が40%となり、急激な使用料改定になることから、市民生活に配慮が必要であると。この部分がございました。

それと、29分の6ページをお願いいたします。

基本使用料と累進度でございますが、他都市と比べて、四日市市は小口利用者の使用料が安く、大口利用者の使用料が高くなっていることを踏まえ、安定した収入を得るために累進度を下げることがやむを得ないというところのご意見をいただいております。

改定基準につきましては、資本費回収率80%とした場合、平均改定率40%では大幅な改定に感じる。3年ごとに改定の機会があるので、資本費回収率が60%となるのがよいと。

次の意見につきましては、平成26年度に使用料改定を見送ったことで、平成19年答申であるところの分から大きく乖離をしておると。平成20年の改定は、リーマン・ショック後の平均改定率30%の改定であったことから、現状を考えれば、平均改定率40%の改定でも可能ではあるというご意見を伺いました。

もう一点につきましては、資本費回収率につきましては、全国平均が72.1%、類似が71.9%であることから、資本費回収率70%の平均改定率30%が妥当であるというご意見をいただきました。

ご意見としまして、運営委員会のまとめといたしましては、平成18年の下水道使用料の改定方針についての答申と平成19年の下水道使用料の改定についての答申を基本的に引き継ぐものとするが、今会議の各委員の意見を反映させ、改定時期は平成30年4月とするという内容が平成28年下水道事業運営委員会（第2回）の概要でございます。

資料といたしましては、29分の7ページから29分の15ページまででございます。

続きまして、申しわけございませんが、29分の16ページをお願いいたします。

こちらにつきましては、平成29年度四日市市下水道事業運営委員会（第1回）を平成29年4月26日に開催いたしました。

会議の報告でございますけれども、平成29年3月23日開催の第2回における意見等に基づいた答申（委員長案）について内容の確認を行い、委員長案のとおり答申を行うこととなりました。

主な意見といたしましては、議論した内容が盛り込まれており、修正の意見はない。簡潔明瞭に説明されており、内容に異存はない。最後のむすびに一般会計からの繰出金について議論が必要ということがあり、このことについて十分な議論をされたいという内容が

平成29年度下水道事業運営委員会（第1回）での概要でございます。

参考資料といたしまして、そのときの資料につきましては、29分の17ページから27ページに添付させていただいております。

簡単でございますが、説明は以上です。よろしく願いをいたします。

○ 中村久雄委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

質疑のある方、どうぞご発言ください。

○ 中森慎二委員

29分の3のところ、(5)の改正時期のところの2行目、総務省が示す最低基準単価150円・パー・ m^3 を下回ることによって繰入金基準外となるということで、赤字になってしまうということで、このことは、この間の議員説明会でも、それが値上げの理由だというふうに説明されたと思うんですけど、29分の5で丸の三つ目の使用料単価が150円を下回っている都市は基準外繰り出しとなると思うが、どういう状況かというのをちょっと先ほど説明されたんやけど、当然、基準外なんで、料金を上げるか、それで賄うしかないと思ったら、各自治体の判断となり、他市においては150円を下回って基準外繰り出しを受けている市もあると。四日市が値上げする理由にならんのではないですか、これがまかり通っているならば。この各自治体の判断とはどういうことなの。他市において150円を下回っていても基準外で繰り出ししているのなら、認められているのなら、何も問題ないじゃない。この間の議員説明会で言っていた理由の説明と合わないんじゃないの、これ。こういうふうに行っているところがあるんなら。

○ 中村久雄委員長

各自治体の判断について。

○ 内田経営企画課長

経営企画課長の内田でございます。

まず、150円を下回りますと、総務省からいきますと、繰り出しの基準から対象外になりますという形の中で、ここにあります各自治体の判断となるという部分につきましては、

いわゆるさっき中森委員さん言われましたように、使用料、受益者負担の原則で使われた方から使用料で賄うか、その分以外につきましては、一般会計からのいわゆる税金を投入していただいて、それで事業を賄っていくかというどちらかの選択肢であるかと思います。これにつきましては、150円を下回っていて、そのかわりに使用料として受益者負担の原則からとらない分につきましては、税金を投入してでも下水道事業を運営するという判断がなされれば、150円を下回っていても、その税金で事業をやっていくというところの部分があるということの分で回答させていただいたものでございます。

以上です。

○ 中森慎二委員

それは誰が判断するわけですか。議会がするんですか。あなたたちがするんですか。例えば立米当たり149円になったから、一般会計からの繰り入れが認められないと。だから、財政的に厳しくなるので、料金値上げをするんだというのが今回の理由だったですね。だけど、これで市が判断したら、150円を下回っていても基準外で繰り出ししたらいいんだというのであれば、別に値上げしなくてもやっていけるんじゃないの。

○ 倭上下水道事業管理者

今、中森委員さんからのご質問でございますけれども、これについては経営のスタンスだと思っております。基本的に総務省がそういうことで150円を切らないようにとございました。ここにまとめてございますように、実際、150円を下回っても繰り出しをしている市町はございますけれども、基本的に受益者負担の原則の中で、やっぱり財政規律、一定のルールを守る中で経営をしていくべきだというふうなところで、上下水道局としましては、やはりこのルールを守る中で健全な財政運営を行っていくべきだというふうな判断をさせていただいて、一つの値上げの根拠とさせていただいているというところでございます。

○ 中森慎二委員

それなら、そういう説明をしないかんのではないですか。基準外で繰り出しすることも可能ですと。だけど、受益者負担の原則を踏襲するのであれば、値上げをするのが四日市市としての考え方なんだというだから、それをちゃんと披瀝せないかんのではないですか。

そういうルールがないんだと、してはだめなんだというようなこと的前提での説明だから受け入れないと私は言っている。

もう一つは、総務省が言っている基準単価を下回ったら、例えば地方交付税なんかが減らされるとか、そういうふうなペナルティーがあるとか、そんなこともないわけでしょう、別に。あるの。

○ 倭上下水道事業管理者

下回った場合のペナルティーというところでございますが、基本的に、例えば地方交付税というふうなところでのペナルティーというのはございません。ただ、平成20年に企業債の繰り上げ償還をさせてもらいました、保証金免除の。あれは、この150円を下回っておると、その対象にならないという、そういうところがございますので、150円というこの数字自体は、なかなかシビアな数字だとは思っておりますけれども、あのときも、たしか平成20年に値上げをさせていただいて、繰り上げ償還をすることによって、相当な額の利息分をカットできたというふうに考えておりますけれども、現在、繰り上げ償還というふうなそういう制度はございませんけれども、例えばそういう制度がもしあれば、150円を下回ると、そういうところの対象にならないという可能性は十分あると、そういうふうに思っております。

○ 中森慎二委員

そうすると、地方交付税の基準財政需要額に、今、四日市であれば20億円が繰り出ししているというのは認められているわけでしょう。だから、今の話でいくと、150円を切ったとしても、それは基準財政需要額の中に算入されているということなんですよ。そういうことでいいの。

○ 倭上下水道事業管理者

地方交付税に対してペナルティーはないというふうなところで確認をとってございます。

○ 中森慎二委員

じゃ、別に150円を1円切ったから、149円だから、基準外が外れたからという大きく言うような話でもないじゃないかなと私は思うんですけどね。一般会計の繰り入れだって、

税金投入しているわけじゃないですか、それ自体が。そうでしょう。よそから来ているというならわかるけどさ。市民の税金から下水会計のほうに繰り入れているわけです、二十数億円ね。だから、それが1円基準単価を切ったから、大仰に立てて値上げをしないかんという理由ではないじゃないかなと。私は、総務省の厳しいルールの中で、これを守らないとペナルティーが大きいものがあるというならわかるけど、それが無いという話が今よくわかったんやけど、初めてわかったんだけど。だから、この150円を大上段に構えて説明されたから、ほかの都市がこういうことでもやっているところがあるんなら、若干の部分なら、四日市だってやったって、そんな大きな問題ではないじゃないかなと。一定、ルールという意味はわかりますよ。だけど、そんなに財政に大きな影響を与える、1円下回ったからといって、そんな大きなものではないんじゃないかなと私は思いますけどね。

あと、他市において150円を下回っても基準外繰り出ししている町はどこがあるのか、市はどこがあるのか。どれぐらい出しているのか。ちょっとそれをまた教えてくださいませんか。

以上です。

○ 中村久雄委員長

資料で。

○ 倭上下水道事業管理者

資料として準備させていただきます。

○ 中村久雄委員長

お願いします。

ほかにご質疑ございますか。

○ 川村幸康委員

ここに書いてある議会对応、使用料改定を見送る、見送らないという意思決定はどのように行われるのか。議会の対応はどうなっているのかで、回答が、議会へは報告だけで、議決案件でないと、使用料改定となる議会で諮る必要があるという話なんだけど……。

○ 中村久雄委員長

何ページですか。

○ 川村幸康委員

29分の5、一番上。中期財政見通し及び他都市の状況についての主な意見ということで、委員会の中で、何となくここでひっかかったのは、値上げするときだけ議会に諮る必要があって、あとは報告でええというふうなことを踏まえていくと、何かちょっと、どういうこれは意味で言うたのかなと思ってさ。だから、平成26年は見送りをしたので報告やけど、見送りしたのも本当なら、きちっと、報告やけど、もっと丁寧な説明が要ったんと違うのかなと思って。これ、どういう趣旨でこういうことになったの、回答と。

○ 中村久雄委員長

答弁、よろしいでしょうか。

○ 内田経営企画課長

経営企画課の内田でございます。

まず、これ、運営委員会の委員さんのほうからにつきまして、改定を見送る、見送らない、これについては、意思決定ということで、いわゆる議会の議決が必要であるかというところの部分が主なものになってございます。それにつきまして、改定として、当然、使用料改定となれば、これは議会のほうに諮って、それからになりますと。平成26年度のと きにつきまして、これ、議会に諮る前に使用料改定というのを見送っておりましたので、平成26年度につきましては、議会のほうへ報告だけをさせていただいたという意味合いで回答させていただいたものでございます。

○ 川村幸康委員

いやいや、だから、逆にいうと、平成26年は見送りやけど、今度の年度は、平成30年度は上げやなあかんよということが見えておったわけやろう、この回答ぶりからいくと。違 うの。そうやって私は見たもんで、本来ならば、報告やけど、この聞き方は、どちらかとい うと、使用料改定の中で値下げってあらへんのやろうで、まあまあ、普通に実務的に考 えるとね。値上げというのは考えられると、使用料改定を見送る、意思決定、議会の対応

はどうなっているかという話の中で、今回、この運営委員会に出ておったときには、もう値上げは平成30年度には迫ってせなならんよということやったんやろうと思うんやわな。で、やろうかという話やったんやけど、報告だけでええんや、議決案件と違うでという話、ダブリが出ておったんかどうなのか、含めて、何となく、そうすると、こうやって提示されると、基本的に、選挙が終わるまでやめておけよという話の世界かなと思ってさ。来年やろう、これ。選挙1年前にするなよという話やで、いやいや、ということにもなりかねんような何か話ぶりをしておるなと思うと、今、中森さん、言いたくないような一言二言、基準外繰り出しもええという話もある中でいくと、やっぱりこうこうこうでこうなってこうというのがもう少し、運営委員会に言うておるで議会も聞けよという話じゃないと思うで、やっぱりそれはそれなりに。

それからもう一個、一番下の第4系統の供用開始で減価償却費が増加するためであるって書いてあるけど、確認したいってなっておるけど、その辺との関係も含めて、資本費回収率やったか、一つの目安になっておる、実費220円で、今150円やったのを190円に上げていくということやろう。そうすると、差額が30円や。前が70円やろう。70円からの30円に下げていくということは、税金投入、逆に見ると、それだけなるというのを、どこか、これ、きちっと見ていけばあれやけど、その辺がもう少し、短い時間でも私やら、もつという市民に説明がつくようなものがないの。運営委員会資料以外にな。だから、言葉が難しいで、図で見たりなんかしてさ。平成19年当時と、3年ごとに見直しをかけておったんやろうで、平成26年度は何でよかったんやという話やな、今度、見送ったん。平成30年度、今度見送れやんというのはどうしてなんやという話になろうと思うんやけど、そこらもう少し、委員さんとのやりとりと回答を見ながらでも、いまいちわかりにくいんで、一度もうちょっときちっと出してこんど。

それで、結局、20億円ぐらい余分にもう一遍市民からもらうという話や、10億円ばかり。10億円ぐらいになるのか、今度、値上げ、全体トータル。9億円か10億円やろう。10億円ぐらい余分にくれという話やで、もうちょっと丁寧な出し方をせなあかんわ。

○ 倭上下水道事業管理者

今、川村委員さんのほうからいろいろとご指摘いただきました。確かに、3年ごとの検討を報告するというふうなところで、そこら辺のこれまでの経緯というふうなところも改めて整理をさせていただいて、資料としてつくらせていただきます。

基本的に、今回値上げさせていただくという基本的なスタンスとして、やっぱり2点あると思います。一つは、中森委員さんからご指摘いただきましたけれども、繰入金に対する市として、局としての財政規律を守るという考え方、これがまず一つという点がございます。それから、今も出てございましたけれども、資本費回収率の考え方でございます。資本費回収率は、同格の都市を比較して、大体70%を超えておりますが、本市は五十何%で大分低いという状況でございます。そういうような中で、資本費回収率をある程度上げるというふうな、大きな二つを目的として、今回、市民の方に何とか値上げをお願いしたいというふうなところでお願いをと考えてございますので、そこら辺の資料、改めてよくわかるようにちょっと調整をさせていただいて、お出しをさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○ 中村久雄委員長

よろしく申し上げます。

○ 川村幸康委員

私も余りわかっておらんで、特に資本費の回収率が七、八十%という中で、50%やとええ悪いという判断が、七、八十%が取り過ぎておるのか、50%というのは低過ぎたんか、含めて、じゃ、何でそういう設定になっていったかというところの説明は少し欲しいなと思って。

下水って、受益者負担原則というのもわかっておるし、定義で、あとは、装置産業やで、整備したら、だんだん下がってこなあかんのやわな。違うの。俺の考え方、間違えておる。ある程度、維持管理はあるけれども、それでも、初期投資したら、普通なら、装置やろう、これ、下水道は。装置産業やったら、こんなん、もう入ってくるだけやで、ある程度規模が低くなりゃ下がっていてもいいんやけど、それは普通のマーケットやとそうやけど、競争相手がおらんで高どまりしておるのか、上下水道局やで。これがもう一つ丸々会社がおったら、サービスがようになって下がるのか、ちょっとようわからんのやけど、一遍、資本費の回収率とその妥当性というところの判断基準というかな、考え方の。70、80%で、本市はちょっとそれより低いと、どうしてあかんのか、そこらがもうちょっとわかりやすう説明してくれやんと。

特に面整備があれだけアクションプランを組んでやっていっておるのやったら、装置産

業やで、そもそもの値上げじゃなくて、220円が200円になってもええのと違うかなと思っ
てな。かかるやつがな、今度は。もともとの実費がな。今、220円で処理しておるのやろ
う。それが200円に下がりゃ、別に上げやんでもいいんやろうなと思っておるけど、人件
費の高騰なんか何かわからんけど。普通、市場ってそうなるやろう。初め物すごく出始め
たときは高いけど、普及していった数が出りゃ、物の値段って下がるはずなんやで。笑わ
れそんなこと言っておるかわからんけど、一遍きちっとそこらがみんなわからんと、ただ
単に受益者負担原則と資本費回収率のそこのところだけでいくと、いやいや、10億円も市
民からお金をとっていくんやったら、市役所の人、努力しておるのという話になるんやけ
ど。

以上です。

○ 中村久雄委員長

答弁、何かありませんか。

○ 倭上下水道事業管理者

今ご指摘いただいた点でございますけれども、やはり処理原価がどうだという推移とい
うところ、先ほど説明させていただいたものも、改めて時系列的に見ていただかないと、
なかなかご理解いただけないというところもございますので、ちゃんと整理をかけさせて
いただいて、改めて説明の場を設けさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願
いします。

○ 中村久雄委員長

お願いします。

ほかご質疑ございますか。

○ 川村幸康委員

あと、他都市との、これにも13ページぐらいに載っておるんやけど、他都市との比較状
況なんかを、まあまあ比べやすいところ、地理的にもあれたとか、いろんなことあるんや
ろうけど、四日市が優位なんか不利なんか、東北の雪の多いところでそういうところとか、
雨やとか人口密度とかというところがあると思うんやわな。だから、もうちょっとピック

アップしてもろうて、四日市とよう似たところでどこかないのかな。人口規模だけで見ると違うて。他都市との比較というのは、説得力がありそうでないところがあるでな、このばらつきやと。資本費回収率が四日市だけが突出して悪いというようなことになっておるのやろうけど、長崎は100%に近いぐらいでいっておるしさ、これ。そうすると、比べようにも、倍違うというのはよっぽどのことやし、これ。だから、余りようわからんもんで、そこらちょっと聞いたときにでも、どういう背景があつてなつておるのか、それから、どのぐらいの下水道の事業を始めた期間にもよるのかな、規模か、歴史的な背景が。そんなを少しもうちょっと丁寧にそこらもすつと答えられるようにお願いしますわ。

以上です。

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。人口規模だけによらず、地形や、別にもあるかと思えます。その辺の説明をまたよろしくお願いします。

ほか、何かご意見ございますか。

○ 中森慎二委員

ちょっと下水道運営委員会ではないんですが、この間、議員説明会で他都市との比較の資料を追加で出してもらいましたよね。今、タブレットに配信してもらっているんだけど、これが5 m³、20 m³、50 m³という3ランクしかないんですよ。だけど、四日市の使用量別水量戸数を見ると、6から30 m³が71%ですよ、全世帯の。ということは、20 m³とか30 m³という部分の使用量を比較をしないと、こんなん、使われていないところの部分だけ拾ってみても、比較にならんじゃん、こんな資料。もっと実態に合った資料でつくってもらわないと。これ、言う場所がないんで、今ちょっと言って申しわけないんやけど。

○ 倭上下水道事業管理者

そこら辺の使用が多いようなところを数多く一回比較をすると、そういう形でよろしいでしょうか。

じゃ、ちょっと変更といいますか、追加資料というところで議員説明会の資料、作成させていただきたいと思えます。

○ 中村久雄委員長

お願いします。

ほか、よろしいですか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

では、本件につきましてはこの程度といたします。

次に、上下水道局、最後の事項ですが、平成29年社会資本整備総合交付金の内示状況についての報告を受けたいと思います。

資料の説明をお願いします。

○ 若林上下水道局技術部長

技術部長の若林でございます。よろしく申し上げます。

タブレットのほうは、先ほどの29分の28ページをごらんいただきたいと思います。

その他報告事項資料ということで、平成29年度社会資本整備総合交付金の内示状況について、この資料でお願いをいたします。よろしいでしょうか。

次、めくっていただきまして、29分の29、内示状況について表でまとめさせていただきました。

平成29年度、それと参考に平成28年度分でございます。要求額と当初内示額とわかるようにさせていただきまして、平成29年度の上段が事業費、括弧書きで書いてございますのが国費相当分でございます。要求31億8690万円に対しまして、当初内示額は25億4000万円ということでございました。内示率としましては79.7%、平成28年度は内示率が77.3%でございましたので、少し上がったということをご理解をいただきたいと思います。

表の欄外に書いてございます、平成28年度におきましては、11月18日付で追加内示がございました。これによりまして、内示率としまして92.8%になったところでございます。今年度につきましても、昨年度と同様に、国、県に、情報収集、働きかけを行いまして、昨年度と同様に追加内示をいただけるように努めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。

説明は以上です。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

ご質疑ございましたら。

(なし)

○ 中村久雄委員長

なしの声がありました。よろしいでしょうか。

別段ご意見、ご質疑もないようですので、本件についてはこの程度にいたします。

○ 若林上下水道局技術部長

最後にもう一つ報告、これは口頭でということで申しわけないんですが、新南五味塚ポンプ場、楠のほうで現在進めているポンプ場なんですが、これにつきましては、平成30年3月末、平成30年4月の供用を目指して現在進めておるところでございます。ところが、平成28年度と平成29年度で債務負担行為によりまして施工を行っておるわけですけれども、平成28年度の施工分を繰り越しさせていただきました。このことによりまして、工程といたしまして、非常に厳しい状況になってまいりました。土木、建築を初め、設備、ポンプ、電気、全部で五つの工事を今鋭意進めているわけではございますけれども、現在、この五つの業者で綿密な工程調整を行っておりまして、次回の8月の定例月議会で、このことについて資料をもってご説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

あと、先日、管内視察で見いただきましたもう一つのポンプ場、これ、吉崎ポンプ場というんですが、こちらのほうは平成32年の4月供用に向けてということで、これは予定変更なしにできるものと考えておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

以上です。

○ 中村久雄委員長

ありがとうございます。

今の報告について、ありますか。

○ 川村幸康委員

相当もめた楠の消防団のあれと連動して、これはそれにも影響してくるということ。

○ 若林上下水道局技術部長

楠の消防団の1団化につきましては、平成32年4月の吉崎のポンプ場の供用をもってということになっておりますので、これには影響を及ぼさないというふうに考えております。以上です。

○ 川村幸康委員

わかりました。

○ 中村久雄委員長

よろしいでしょうか。

では、以上で上下水道局の……。

○ 中森慎二委員

その話で、先ほどちょっとお願いした資料、他都市の比較の中で、下水道普及率と、それから各都市の資本費回収率がどれぐらいになっておるのか、それもちょっと入れておいてくれますか。済みません。

○ 川村幸康委員

基本料金の設定の中身、倍ぐらい違うやん。調べておったら、長崎は1200円からやし、四日市は400円ぐらいやろう。基本料金。ここの算出根拠、それぞれどういう考え方で基本料金、きておるのかな。だから、結局、パッケージで最後の料金って決まるわけやろうけど、トータルでな。基本料を高くとっておるのか、安うしておるのか、それから、使った分だけ受益者負担というか、応能負担するののかというところがあるで、そこらもちょっと一遍入れておいてください、説明資料の中に。

○ 中村久雄委員長

資料の追加、ございました。よろしいでしょうか。

それでは、以上で上下水道局の所管部分については終了となります。お疲れさまでございました。

理事者のほうは退席いただいて、委員のほうはどうしましょう。

○ 川村幸康委員

もう終わりやろう。

○ 中村久雄委員長

いやいや、あと、委員で打ち合わせがあるんですけど、議会報告会とか。

○ 川村幸康委員

続けてください。

○ 中村久雄委員長

続けていきましようか。

インターネット中継、停止してください。

それでは、よろしいでしょうか。

まず、6月定例会議会での所管事務調査についてということ、ごめんなさい、これは終わりました。初めてですので、済みません。

6月定例会議会の議会報告会、シティ・ミーティングについて、日時、場所、確認します。平成29年7月4日火曜日です。18時半から20時45分ということで、川島地区市民センター2階の大会議室、テーマが公共交通のあり方についてというところであります。ここでの役割分担等々のご協議をお願いしたいというふうに思います。

まず、集合は6時でよろしい。30分前。いいですか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

じゃ、集合は6時でお願いします。

役割分担で、分担表はないのかな。何を決めなあかんのや。

○ 諸岡 覚委員

誰が何を報告するか。

○ 中村久雄委員長

6月定例会議会は少ないんで……。

○ 伊藤修一委員

委員長がお願いします。

○ 中村久雄委員長

出た……。

○ 伊藤修一委員

例年どおりで。

○ 中村久雄委員長

例年どおり……。例年、副委員長と違うの。

○ 樋口龍馬委員

副委員長は司会じゃない。

○ 中村久雄委員長

ああ、そうですか。おかしいな。俺の記憶じゃ副委員長やったんや。

ほんなら、議会報告会の報告は私のほうでさせていただいて、副委員長が司会をすると。

シティ・ミーティングのほうは、同じく司会は副委員長のままでよろしい。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

あと、質疑応答は皆さんで取り組むというところよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

ほか、何か決めることはありませんか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

なし。オーケー。

それでは、次です。8月の定例月議会の議会報告会についてです。次回は、都市・環境常任委員会の開催場所は北ブロック西となります。日程は平成29年の10月16日月曜日18時半からというところですが、場所です。場所は、皆さん、資料ありますか。

○ 伊藤修一委員

委員長案は。

○ 中村久雄委員長

委員長案は何やったっけ、どこやった。

○ 豊田祥司副委員長

下野。

○ 中村久雄委員長

下野が平成27年の11月に総務常任委員会が行っておるんです。そのあと遠ざかっているため、都市・環境常任委員会は下野に行きたいなと思うんですけど、よろしいでしょうか。

○ 諸岡 党委員

下野のどこですか。

○ 中村久雄委員長

地区市民センターです。

じゃ、繰り返します。10月16日月曜日18時半から20時45分で、18時集合で、下野地区市民センターで8月定例会議会の議会報告会を開催したいと思います。

以上です。

次、15番、行政視察について、日時については前回確認されています。7月24日月曜日から7月26日の水曜日、行程は別紙のとおりとありますけれども、タブレットに送信しております。

それと、タブレット、確認しておかなあかんのは、3日目のところで、皆さんに確認したいのが……。

○ 田中議会事務局議事係長

タブレットのその他のところですか。都市・環境常任委員会の資料の05その他のところに入っています。お願いします。

○ 中村久雄委員長

タブレット、都市・環境、その他。

○ 田中議会事務局議事係長

2ページ目になりますので。

○ 中村久雄委員長

ここで、最後の3日目、オンデマンド交通で柏市へ視察に行きます。その帰りに、柏市から東京までが出張旅費規程では特急が使えないと、距離的に。というところで、この二つ、行程表を示していますけれども、取り決めの中では、上の段の普通とか急行なんかな。JR常磐線、上野東京ラインで40分ほどかけてというふうな行程になります。これを、自己負担で特急料金を使ったら、時間がぐっと短縮できるというところがございます。これ、

皆さんがよければ、もう特急で早く帰ってきたほうがいいかなと思うんですけど。

○ 樋口龍馬委員

考え方もいろいろあると思うんですけど、柏で解散したらどうですか。そうしたら、早く帰りたい人は特急に乗っていけばいいし、都合がある人は別にそのままゆっくり帰ってくればいいし。

○ 中村久雄委員長

事務局、お願いします。

○ 田中議会事務局議事係長

解散というご意見もいただきましたけれども、一応公務で視察いただくということで、行程上、最後まで、四日市へ帰るまでの行程表を示させていただきたいと思います。当然、特に事情があって早く帰られることはあると思いますので、そのような対応で、委員会としての案を決めていただいて、あと個別にやむを得ない事情で柏からということであれば、事務局に教えていただけましたら、そのような形で切符を用意させていただきますので、よろしくをお願いします。

○ 中村久雄委員長

そうしたら、変に特急とかとらんほうがいいわけか。もう通常のやつで行っておって。

○ 諸岡 覚委員

とっておいてもらえれば、とっておいてもらったほうがええけど、原則とってもらおうということで、そうじゃない人だけ委員長に申し出るぐらいでどうですか。

○ 伊藤修一委員

逆や。

○ 諸岡 覚委員

逆……。

○ 伊藤修一委員

欲しい人だけとる。

(発言する者あり)

○ 諸岡 覚委員

ああ、そうか。結構です。

○ 中村久雄委員長

それでは、行程表としては、旅費規定どおりの行程表で、あと、いろんな……。

○ 川村幸康委員

早く帰りたい人は特急で帰るということやろう。

○ 中村久雄委員長

はい、いろんな用事がある方は、また申し出いただいたら結構かと思います。

視察について、あとよろしいでしょうか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

次です。休会中の所管事務調査についてお諮りしたいと思います。

まず、日程案が、もう本当にタイトになっていまして、7月13日の午前10時から午後1時半から、13日はAM、PM、両方ともあいています。あと、14日に午後1時半からがあいているというところがございます。ほかのいろんな会議等々、あと、会派の視察等々、見てみましたら、この日程しかあいていないというところがございます。

○ 伊藤修一委員

委員長、これ、1、2というのは2日やるということ。違うよね。1日だけやね。

○ 中村久雄委員長

はい、1日だけでいいかと思うんですけど、皆さんの中であれもやれもやりたいとありましたら2日ということも考えられるかなと思いますけど。

○中森慎二委員

13日にしてもらおうとありがたいです。

○ 諸岡 覚委員

私も13日です。

○ 中村久雄委員長

13日という案が出ましたが、13日はどうしても悪いという方はいらっしゃいますか。

(なし)

○ 中村久雄委員長

じゃ、13の午前、午後、どちらがいい。

○ 中森慎二委員

午前のほうがありがたい。

○ 中村久雄委員長

午前のほうがいい。じゃ、午前にするか。13の午前中に所管事務調査を行うということをお願いします。

あと、テーマですけれども、何かこういうテーマについて……。

○ 伊藤修一委員

一任。

○ 諸岡 覚委員

委員長案はないんですか。

○ 中村久雄委員長

委員長案は、市営住宅のあり方についてというのはどうかなと思うんですけど、今度、石塚の市営住宅もありますし、曙の市営住宅も出てきて、今後、市の持ち物としてどう考えていくべきかということをやっと勉強したいなというのが……。

○ 中森慎二委員

市民からいただいた中に調査テーマはなかったですか。

○ 中村久雄委員長

市民から……。ああ……。

○ 伊藤修一委員

環境センターの子供に有毒なあれがないかって。

○ 中村久雄委員長

市民からの意見募集に関しては、道路工事についてと産業廃棄物不適正処理事案の支障除去工事内容等の適正性についてということと、四日市クリーンセンターから排出される汚染物質の調査についてというところが市民からの意見で寄せられてはおります。

○ 中森慎二委員

聞いただけです。ちょっと全然扱ってもらえないから。

○ 中村久雄委員長

ちょっと出てはいます。ありがとうございます。はい。

○ 諸岡 覚委員

委員長案に賛成。

○ 中村久雄委員長

じゃ、今回の所管事務調査については、市営住宅のあり方について、7月13日木曜日午前10時から行うということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

それでは、6月定例会議会の常任委員会以上で全て終了しました。

最後にきょうの議案の委員長報告の作成について正副委員長に一任していただいでよろしいでしょうか。

(「一任」と呼ぶ者あり)

○ 中村久雄委員長

一任していただけるの。

(異議なし)

○ 中村久雄委員長

よろしくお願ひします。

どうもお疲れさまでした。

14 : 55 閉議